

英・独におけるライセンス・オブ・ ライト制度およびその利用実態

瀬川友史

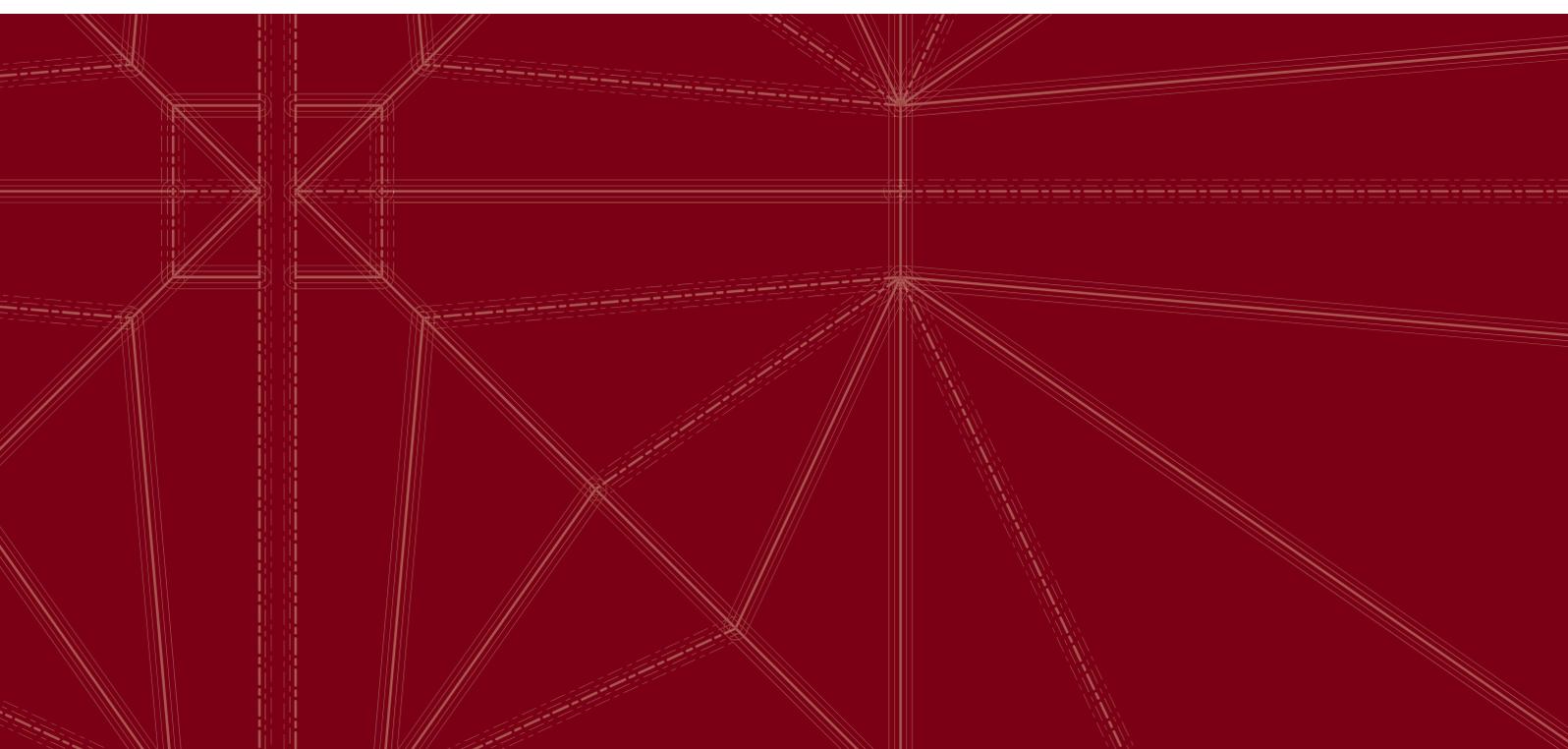
東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員・株式会社三菱総合研究所研究員

小林徹

東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員・株式会社三菱総合研究所研究員

渡部俊也

東京大学先端科学技術研究センター教授



英・独におけるライセンス・オブ・ライト制度およびその利用実態

瀬川 友史[†]・小林 徹[†]・渡部 俊也[‡]

[†]東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員・株式会社三菱総合研究所 研究員

[‡]東京大学先端科学技術研究センター 教授
・東京大学政策ビジョン研究センター 知的財産権とイノベーション研究ユニット 責任者

1. 研究の背景

ライセンス・オブ・ライト (License of Right。以下、LOR と略称する) 制度とは、日本語では「実施許諾用意制度」とも呼称される制度であり、特許権者あるいは特許出願人が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許料の減額¹を受けられる制度である。本制度は、未利用特許の利用促進など特許流通の活発化を目的とした制度であり、英国やドイツをはじめとする諸外国²において導入されており、フランスにおいても 2005 年まで導入されていた。

さらに昨今では、日本国内においても本制度の導入に向けた議論が活発化している。主な議論を抜粋すると、以下の通りである。

- 経済団体連合会「『知的財産推進計画 2008』の策定に向けて」(2008 年 3 月 18 日)³
オープン・イノベーションを促進するための仕組みの 1 つとして『欧州における“ライセンス・オブ・ライト”を参考として、自ら知的財産を積極的にライセンスする意思をなんらかの形で登録する制度を設けることを検討すべきである。』との指摘がある。
- 特許庁 特許制度研究会「特許制度に関する論点整理について」(2009 年 12 月)⁴
LOR 制度について、『制度導入については賛否が分かれたこと、制度の特許活用促進効果の見込みや詳細設計についての懸念も示されたことを踏まえ、特許権の活用の実態を見定め、制度の詳細設計に関する検討を深めつつ、制度の導入の是非について引き続き検討を行うべきではないか。』との指摘がある。
なお、同報告書において、改正に賛成する意見としては、料金減免の経済効果、技術標準化の推進や大学等の特許活用、導入のデメリットの小ささ、などが挙げられている。
一方、『料金減免だけを目当てに制度が利用され、実際には特許の流通促進につながら

¹ 後述の通り、英国およびドイツにおいては維持年金が 50%減額される (財団法人知的財産研究所『産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書』(2009 年) 73 頁)。

² イタリア、ギリシャ、スペイン、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ共和国における類似制度の存在が指摘されている (財団法人知的財産研究所『産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書』(2009 年) 74 頁)。

³ 経済団体連合会『『知的財産推進計画 2008』の策定に向けて』(2008 年 3 月 18 日) 8 頁

⁴ 特許制度研究会『特許制度に関する論点整理について』(2009 年 12 月) 18 - 20 頁

ないおそれ』や、『特許の活用促進につながるかどうかは不明である一方で、制度設計によっては特許権を弱める方向に作用するおそれ』が指摘されている。

- 環境・エネルギー技術等の普及に向けた新たな知的財産制度(ソフト IP)研究会
経済産業省の同研究会においては、技術標準化における所謂「ホールドアップ問題」の回避策の一手段として、LOR 制度の利用可能性が議論されている⁵。
- 東京大学・京都大学「未来を創造する特許制度のための15の提言」(2009年)⁶
提言の1つとして『「ライセンスオブライイト」の導入による、知的財産権の積極的实施(ライセンス)の推奨』を掲げ、特許流通の更なる促進が促される可能性を指摘するとともに、『大学など非実施機関が使用することでどのようなメリットがあるかを含め、また差止請求との関連も含めて制度化に向けた検討を深めていくべき』と提言している。

これらの議論をまとめると、制度の導入の効果として指摘されている事項は、概ね以下の3点に集約される。

- (1) オープン・イノベーションの促進
- (2) 技術標準化におけるホールドアップ問題の回避
- (3) 大学等の非実施機関の権利保持コストの低減化

ただし、これまでの議論においては、これらの効果が本当に達成し得るものであるか実証的な検討は行われていない。また、LOR 制度が既に導入されている諸外国において、その制度のあり方は異なるが、どのような制度のあり方が望ましいかについても実証的な検討は行われていない。さらには、諸外国における LOR 制度の利用実態についても、十分な調査・分析が実施されていない。

そこで本研究においては、日本に導入する際の効果や課題について考察するための出発点として、以前から LOR 制度が導入されており、現在も同制度が存在している国のうち、特許登録・出願件数の多い主要国として英国およびドイツを選定し、これら2カ国における当該制度の利用実態を分析する。

なお本レポートは、以下の通り構成されている。第1章ではこれまでの背景について述べた。続く第2章においては、英・独の LOR 制度に関する先行研究について整理している。それを踏まえて、第3章において英・独における LOR 制度の概要をまとめた上で、第4章において英・独における LOR 制度の利用実態をデータから明らかにする。第5章においては、分析結果を踏まえて、LOR 制度の差異と利用実態の関連について考察する。

⁵伊達智子「環境・エネルギー技術等の普及に向けた新たな知的財産制度(ソフト IP)研究会の概要」NBL 915号(2009年)11頁

⁶ 東京大学・京都大学「未来を創造する特許制度のための15の提言」(2009年7月27日)
http://pari.u-tokyo.ac.jp/policy/policy3_tizai.html

2. 先行研究

日米欧で公表されている英語文献および邦語文献に関する先行文献調査を実施したが、LOR 制度に関しては、その効果に関する実証研究についても、そもそもの利用実態の研究についても見当たらなかった。唯一の先行文献として、財団法人知的財産研究所による『産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書』(2009 年)⁷があり、特殊な料金体系の 1 つとして当該制度が取り上げられている。

同報告書においては、「 . 特殊な料金体系 (ライセンス・オブ・ライト制度)」として、英国およびドイツにおける当該制度の概要および利用状況が整理されている。ただし利用状況は、年別の件数推移といったマクロ的な観点の整理に留まっている。

さらに同報告書では、アンケート・ヒアリング調査の結果、欧州における同制度の利用状況について関係者各位の見解が記載されている。主なポイントをまとめると次ページの通りであり、同制度を所謂「特許の藪」や標準化の観点と絡めながら肯定的に捉える意見もあるが、多くは効果に対して懐疑的な意見や、コスト削減だけを念頭に置いた意見である。

また、2005 年 7 月 28 日に廃止されたフランスの LOR 制度について、その廃止の理由が記載されている。それによると、フランス知財庁が当該制度を廃止した第一の理由は『ライセンス・オブ・ライトの利益(維持年金の減額)を享受するものの、この制度によって第三者にライセンスされた特許はごく僅かであり、ライセンス・オブ・ライト制度には、ほとんど効果の無いことが実証されたため』であり、第二の理由として『より好ましい制度として、中小企業のための減免制度を導入したこと』を挙げている。さらにフランス代理人へのアンケートにおいても『ライセンス・オブ・ライト制度は、特許権者の利用の目的は経費削減のみであって、未利用特許の活用が促されている印象はないから、廃止にあたって問題はない』との回答が得られている。

⁷ 特許庁平成 20 年度産業財産権制度問題調査研究『産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究』(財団法人知的財産研究所、平成 21 年 3 月)

表 1 欧州の知財関係者による LOR 制度への主な見解（同報告書より整理）

主体	主な見解
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・実施料等の実施条件で特許権者が不利になる場合があり、また、維持年金の費用は低額であるから、LOR 制度の利用を出願人に勧めない。ただし、個人や非常に小規模な企業にとっては、半額減額は一定の効果がある。 ・LOR 制度が特許技術の活用促進につながっているとは考えていない。むしろパテントプール制度の方が特許技術活用促進に影響する。
大学・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特許が付与される時期には半数以上の権利についてライセンス先が決まっており、ライセンス先が見つからない場合は、出願から数年～5年程度で権利放棄の判断をする場合が多い。そのため、大学・研究機関にとっては、特許付与後又は出願から数年後に減額が適用される LOR 制度を利用する機会及びそのメリットがない。 ・ライセンスにおいては、ライセンス収入の規模や管理の煩雑さから、独占的实施契約を望むことが多い。
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のように多数の特許が存在し他者の権利を精査することが困難な時代に適したシステムと考えている。実質上業界標準となっている技術等、ライセンスすることが必要な特許については、LOR の宣言登録は好ましく費用の節約にもなる。 ・係争の可能性が極めて低い業界であったため、経費節約のために多数利用していた。しかし、規制緩和等により市場競争が激しくなり、制度利用を中止した。 ・個別の特許ごとに検討し、競合会社がいないと判断した場合に、LOR 制度を利用している。

さらに同報告書では、当該制度が日本に導入された場合の利用意向について、アンケート調査を実施している。それによると、「利用しない」との回答者は 9.3%に留まっており、「慎重に検討し利用するかもしれない」が 39.3%、「できれば利用したい」が 14.1%、「特許によって使い分けて利用したい」が 28.9%であり、利用意向は高いことが窺える。

ただし利用したい、もしくは利用を検討する理由を尋ねた設問（複数回答可）においては、「自己実施しない特許だから」が 37.7%、「ライセンス先を探したいから」が 37.3%である一方、「特許維持費用を抑えたいから」が 36.0%であり、制度の本来の目的である特許流通の促進と、費用削減との双方に、利用の理由が分かれていることが窺える。

3.英・独・仏（廃止）におけるライセンス・オブ・ライト制度

英国、ドイツ、フランスにおける当該制度の概要を以下にまとめた。フランスについては、同制度は 2005 年に廃止されているが、参考として当時の制度概要を記載した。また、実施件の発生時期については、次ページに模式図としてまとめた。

以降では、制度の詳細を各国別に整理した上で、両者の制度差から推測される利用実態についての仮説をまとめる。

表 2 英・独・仏（廃止）における LOR 制度の概要

	英国	ドイツ	フランス（廃止）
根拠法	特許法 46 条	特許法 23 条	知的財産法 613 条の 10 (~2005 年)
制度の目的	導入目的は不明 ⁸	未利用特許の利用促進	
宣言の利点	年金の 50%の減額	年金の 50%の減額	年金の 40%の減額
申請可能時期	特許権発生後	特許出願後	
宣言の取り下げ	可能（ただし、実施権者がいない場合、または、実施件者全員の合意がある場合）	可能（ただし、実施権者がいない場合）	可能（ただし、既存の実施権は維持される）
宣言の申請者	特許権者 (3 年間不実施の場合は、第三者が強制的な LOR の登録を申請できる。(48 条(1)(b)))	出願人 / 特許権者	特許権者
実施条件の決定制度	あり（当事者の申立てにより知的財産庁長官が裁定 ⁹ ）	あり（当事者の申立てにより特許商標庁が決定）	あり
実施権発生の時点	ライセンスが合意に至ってから	第三者が実施をする意思を示してから	第三者が実施をする意思を示してから
実施料の不払いに対する特許権者からの実施差止の可否	可能であると考えられる（ライセンスが合意に至るまで、第三者は実施不可能であるため ¹⁰ ）	可能（相当の期間内に支払わない場合（特許法 23 条(3)））	

⁸ 財団法人知的財産研究所 『産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書』（2009 年）42 頁脚注 2。

⁹ ただし、強制的 LOR を除くと、実績は 1 件に留まる（英国知的財産庁 “Manual of Patent Practice - Patents Act 1977, Section 46” (January 2009)2 頁 46.11）。

¹⁰ 前掲注 8・6 頁参照。

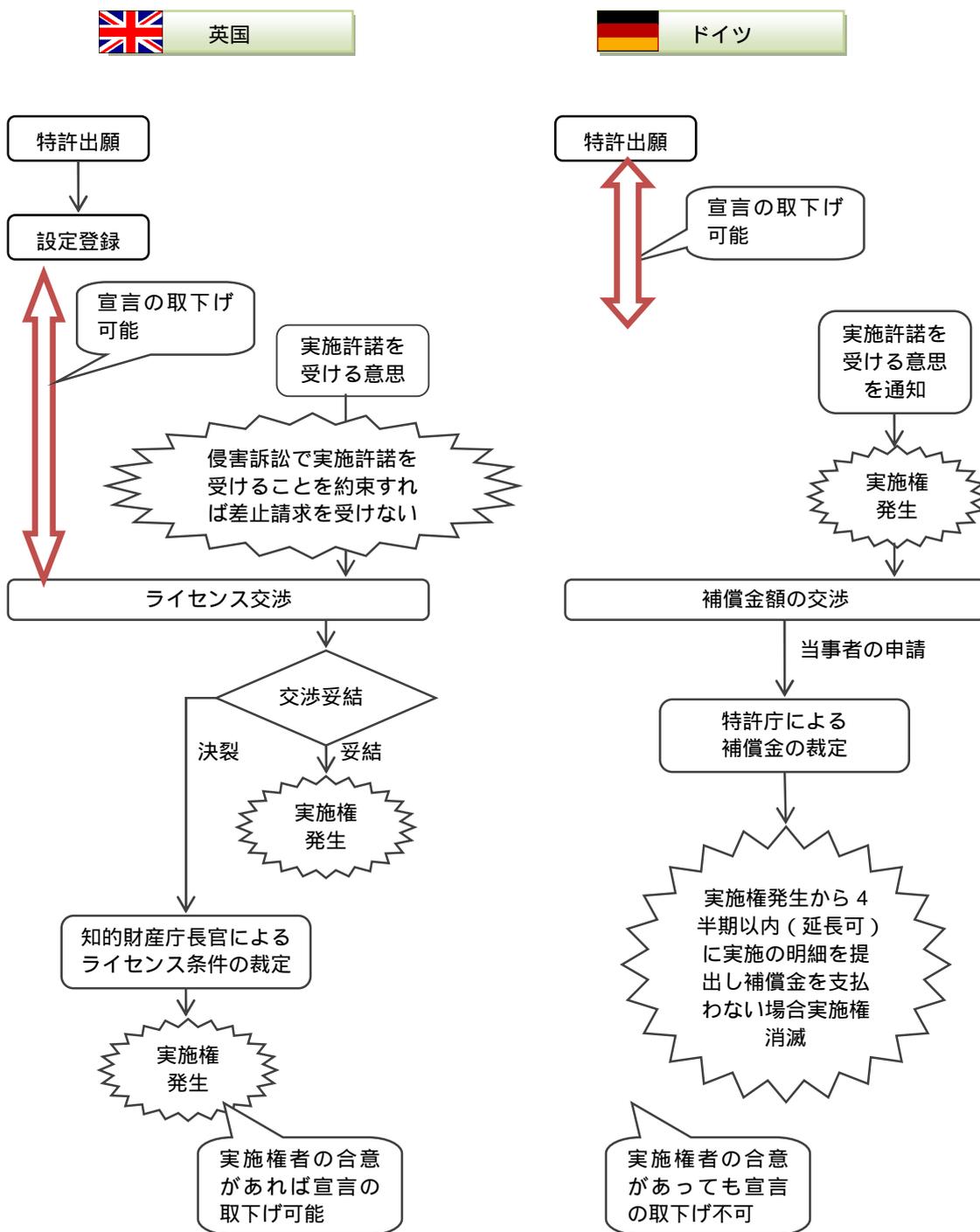


図 1 実施権発生時期の模式図

(1)英国におけるライセンス・オブ・ライト制度の概略

宣言の方法

英国では、特許権の設定登録後に知的財産庁長官に対して申請を行うことでLORを宣言することができる（英国特許法46条(1)）。当該特許権に契約上の制限¹¹がない限りLOR宣言された旨が特許原簿に登録される（英国特許法46条(2)）。

宣言の効果

LOR宣言による特許権者の利益は、宣言後の特許維持年金は半額に減額されることにある（英国特許法46条(3)(d)）。なお、出願料や審査請求料を除く登録料及び維持年金の合計（20年を超える延長期間分は除く）は約47万円（2010年2月現在）であり、そのうち10年目から20年目までの維持年金は約40万円である¹²。すなわち、仮に10年目にLOR宣言をし、満了まで特許権を維持すると20万円の維持年金が減額されることになる。

また、特許原簿に登録されるため、実施許諾意思が広く伝わることも利点であるとされる¹³。

他方、利用許諾を受けたいと考える者にとっては、ライセンスの申し出をすれば必ず実施権を得ることができる点が利点である。原則は特許権者との合意に至る必要があるが、英国では、合意に至るまでの間に特許権を実施（ただし、EU域外からの輸入を除く）したとしても、LOR宣言がなされた特許権の侵害訴訟において実施許諾を受けることを約束すれば、当該侵害行為の差止を受けず、その損害賠償額も事後的に決定された実施料の2倍を超えないと法で定められている（英国特許法46条(3)(c)）。

ライセンス条件は原則として合意によるが、合意に至らない場合は、知的財産庁長官に申し立てを行い、実施条件の裁定を受けることができる（英国特許法46条(3)(a)）。裁定を受けた場合の実施許諾契約については、特許権が第三者により侵害された場合に、実施権者が特許権者に当該第三者に対して侵害の排除を行うことを請求できる（英国特許法46条(4)）¹⁴。

このことは、特許権者はそのライセンス条件を自由に決定することが事実上難しいことを意味する¹⁵。

¹¹ 排他的ライセンスが設定されている場合などが考えられる。

¹² なお、わが国では請求項の数により異なるが、請求項数が30の場合、出願料や審査請求料を除く登録料及び維持年金の合計（20年を超える延長期間分は除く）は約257万円であり、そのうち10年目から20年目までの維持年金は約248万円である。

¹³ Lionel Bently & Brand Sherman, *Intellectual Property Law*, Oxford Univ. Press, 2001, p.554.

¹⁴ 当然ではあるが、合意の中で同様の取り決めを行った場合には実施権者から特許権者への第三者の侵害の排除を請求することが可能である。

¹⁵ Bently supra note 13 p.554 は、端的にライセンス条件をコントロールできなくなると述べている。この点は、特許権者にとってLORを活用しづらい要因となっている可能性がある。

宣言の撤回

実施許諾の申し出を行う者がいない間、または、実施許諾を与えた者すべての合意がある場合に、減額を受けた特許維持年金の支払いを行えば宣言の撤回をすることができる(英国特許法 47 条(2))。

第三者からの実施許諾の申し出がある場合には宣言の撤回を行うことができず、特許権者が自由に撤回を行い得るというものではない。

(2)ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト制度の概略

宣言の方法

ドイツでは特許出願し出願の事実が登録簿に記載された段階で、特許商標庁に対して書面を提出することで LOR 宣言を行うことができる(ドイツ特許法 23 条(1))。ただし、当該特許について排他的ライセンスが締結されている事実が特許登録簿に掲載されていないことが条件となる(ドイツ特許法 23 条(2))¹⁶。

なお、LOR 宣言は、欧州特許庁に継続していない(欧州特許として登録された)ドイツを指定国とする欧州特許についても行うことができる(ドイツ特許法 23 条に関する欧州特許条約 2 条(2))。

宣言の効果

LOR 宣言による特許権者の利益は、宣言後の特許維持年金は半額に減額されることにある(ドイツ特許法 23 条(3))。とくにドイツは維持年金が高く、出願料や審査請求料を除く登録料及び維持年金の合計(20 年を超える延長期間分は除く)は約 165 万円(2010 年 2 月現在)であり、そのうち 10 年目から 20 年目までの維持年金は約 150 万円であるため、その効果は小さくない。すなわち、仮に 10 年目に LOR 宣言をし、満了まで特許権を維持すると約 75 万円の維持年金が減額されることになる。

国内優先権主張の基礎となった特許権について LOR 宣言がなされた場合、当該優先権に基づいて出願された特許についても宣言がなされたものとされる(ドイツ特許法 23 条(1))。特許権者にとって重要でない特許や多数のライセンシーにより実施されている特許において宣言の活用が有効であることが指摘されている¹⁷。

他方、利用許諾を受けたいと考える者にとっては、ライセンスの申し出をすれば、ライセンス交渉を待たず必ず即時に実施権を得ることができる(ドイツ特許法 23 条(3)に基づき通知した時点で権利が発生する)点が利点である。なお、この実施権は非排他的なものと解されている¹⁸。実施権を得た者は四半期終了時に当該特許の実施状況の報告と補償金の支払いを行わなければならないがそれができない場合、一定の延長期間を経て、その間に特許の

¹⁶ 条文上は仮に当該排他的ライセンシーの同意があっても LOR 宣言を行うことはできない。

¹⁷ Gottfried Kiltzch & Wilfried Stockmair, *The protection of technical innovations and designs in Germany; obtainment – exploitation – enforcement 2nd edition*, Verlag, C.H. Beck., 2001, p.85.

¹⁸ Kiltzch & Stockmair supra note 17 p.136.

実施状況の報告と補償金の支払いが行われないうち、実施権は消滅する（ドイツ特許法 23 条(3)）。

なお、補償金額については当事者の自主的な交渉によることができるものと考えられるが、当事者の一方からの申し出があれば特許庁が裁定を行う（ドイツ特許法 23 条(4)）。

宣言の撤回

利用許諾を受けたいと考える者からライセンスの申し出が行われる前であれば特許権者は LOR 宣言を取り下げることができる。その後 1 カ月以内に減額を受けた特許維持年金の支払いを行う必要がある（ドイツ特許法 23 条(7)）。

(3)英国・ドイツの制度の差異から考えられる利用実態に関する仮説

特許権者にとって見ると、維持年金の高いドイツで LOR 宣言を行うことは魅力的なものに映ると考えられる。しかし、宣言後、実施の意思を示す者が存在すると宣言の取り下げを行うことができない点が英国と比べた際のデメリットである。そのため、陳腐化しつつある技術であったり、多数のライセンシーにより実施されているなど、他者による実施によって不利益を被る可能性が低い特許の場合に、主に費用削減を目的に LOR 宣言がなされる傾向が強いことが推測される。一方、英国は宣言の取り下げが比較的自由であるため、重要性が高い可能性を有するが確定的でない特許について、LOR 宣言がなされる傾向が強い可能性がある。

他方、実施する者から見ると、より早い段階で実施権が得られるドイツのほうがより使いやすいものと考えられる。もっとも、英国においても侵害訴訟になった場合でも実施許諾を受ける意思を示せば差止請求を受けないと法で定められているため、実施のしやすさについては両国の間で事実上大きな差はないとも考えられる。

4. 英・独におけるライセンス・オブ・ライト制度の活用実態

(1) 英・独におけるライセンス・オブ・ライト宣言特許の抽出

本研究では、英・独における LOR 宣言特許を、以下の手順に基づいて抽出した。

英・独における LOR 宣言特許の抽出方法

(i) LOR 宣言特許の特定

a) 英国における LOR 宣言特許

英国知的財産庁では、LOR 宣言特許を一覧できる Web ページを用意している¹⁹。本研究では、この一覧から英国における LOR 宣言特許を特定した。(取得日：2009 年 9 月 16 日)

b) ドイツにおける LOR 宣言特許

ドイツ特許商標庁では、特許検索サービス「DPINFO²⁰」において、特許法第 23 条 (Willingness to license) に該当する特許文献を特定可能である。本研究では LOR 宣言特許のうち公報発行日が 1989 年から 2008 年のものについて、抽出を行った。(取得日：2009 年 11 月 23 日)

(ii) LOR 宣言特許に関する書誌情報等の取得

手順にて特定した英・独における LOR 宣言特許それぞれについて、株式会社 RWS グループが提供する海外特許文献データベース「PatBase²¹」により書誌情報等を取得した。「PatBase」は、欧州特許庁が提供する INPADOC をベースに、世界各国の特許情報を集録したデータベースであり、書誌、要約、請求の範囲、引用・被引用回数等の各種情報を取得可能である。特許ファミリーの定義としては、INPADOC ファミリーを用いている。

英・独における LOR 宣言特許の抽出結果

ここまでの整理の結果、英国 8,013 件、ドイツ 25,402 件 (いずれもファミリー単位) が抽出された。なお、これら集合に共通して属する特許ファミリーはわずか 499 件のみであり、英国とドイツでは、LOR 宣言されている特許にほぼ重なりが無いことが窺える。

表 3 英・独における LOR 宣言特許の抽出結果

	件数	英・独共通
英国	8,013 件	499 件
ドイツ	25,402 件	

¹⁹ 英国知的財産庁「Patents Endorsed Licence of Right (LOR)」
<http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-dl-licenceofright.htm>

²⁰ ドイツ特許商標庁「DPINFO」 https://dpinfo.dpma.de/index_e.html

²¹ RWS グループ PatBase 製品紹介 <http://www.rws.com/JP/PatBase.html>

留意点

上記までの手順により、英国、ドイツ双方の LOR 特許が抽出されたが、両者には以下の差異がある。そのため、両者の厳密な比較はできないことに留意が必要である。

- ・ 英国知的財産庁から取得できる LOR 特許は、権利存続中の特許のみである。
- ・ ドイツ特許商標庁から取得できる LOR 特許は、権利存続中の特許に加えて、権利消滅後のものと、出願後権利付与前のものが含まれている（前者はデータ提供の方針上の差異、後者は制度上の差異から生じるものである）。

上記を踏まえ、ドイツにおける LOR 特許については、権利付与前のものも含めたすべてを対象とした集計と、特許ファミリーにドイツにおける登録特許あるいは欧州特許庁における登録特許の移行特許を含むもののみとした集計の 2 通りを実施している。後者としては、ドイツにおける LOR 特許 25,402 件のうち、15,162 件が抽出された（いずれもファミリー単位）。

ここまでの抽出の流れと結果を図示すると、以下の通りである。以降では本特許母集団を利用して、英国およびドイツにおける LOR 制度の利用状況を明らかにする。

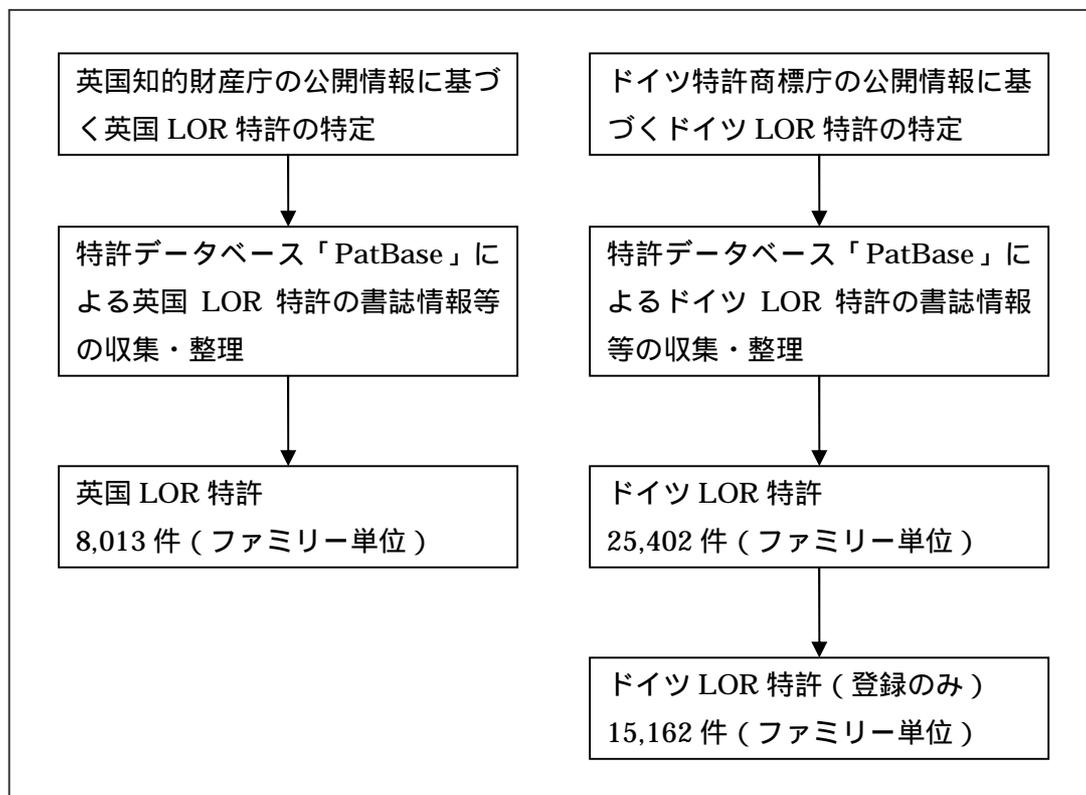


図 2 英・独における LOR 宣言特許の抽出フロー

(2)全体動向

件数の推移

英国の LOR 特許 8,013 件、ドイツの LOR 特許 25,402 件それぞれについて、最先の優先権主張年による集計結果を以下に示す。

英国の件数分布を見ると、1996 年～2000 年頃のものが多いことが窺えるが、これは英国のデータが権利存続中のもののみであることに起因すると考えられる。権利消滅後の特許の件数も考慮した場合、少なくとも特に顕著な増加や減少は窺えない。

ドイツの件数分布を見ると、1988 年から 1990 年と、1999 年から 2000 年にピークが見られる。ただし前者のピークは、実際には現在も権利存続のものは少ないことが考えられる。

ドイツについて、全件数と登録のみの件数を比較すると、近年ほどその差が大きいことが窺える。直近については、未だ審査中のものが多いために差が生じていると考えられるが、優先権主張年が 10 年前の 1999 年のものについても、およそ半数は登録に至っていないことが窺える。ドイツの場合、出願時から LOR 宣言が可能であるが、実際には権利が付与されないような特許についても、相当数、LOR が宣言されていることになる。

ドイツ（登録のみ）と英国（権利存続のもののみ）の件数を比較すると、近年ほど、ほぼ同等の件数となっている。ドイツのデータは権利消滅後のものも含まれているため、以前のものほど多めの件数になっている可能性があるため、実際のところ権利存続している LOR 特許の件数は、英国、ドイツの 2 カ国でほぼ同様の水準と考えられる。

件数(ファミリー単位)

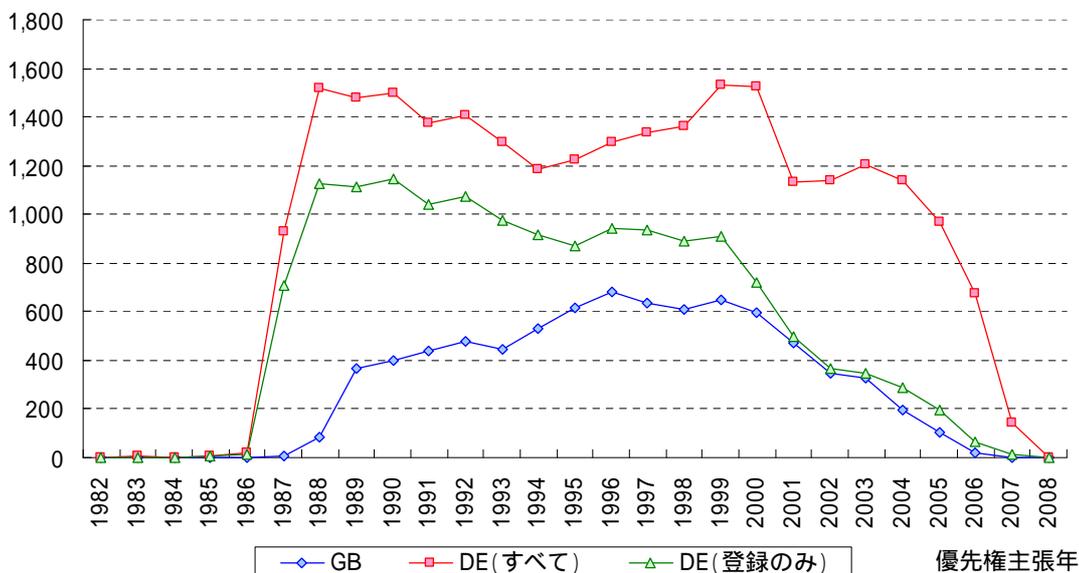


図 3 英・独における LOR 特許の優先権主張年別件数

利用の多い出願人

英国の LOR 特許 8,013 件、ドイツの LOR 特許 25,402 件それぞれについて、出願人別の件数を以下に示す。英国とドイツの利用件数の合計が多い順に 20 位まで示している。なおドイツについては、権利付与前のものも含めた全件数で集計している。

件数が多い方から順に、VOLKSWAGEN, DAIMLER, ROBERT BOSCH,とドイツの自動車業界の企業が続いており、いずれもドイツのみの LOR 利用である。一方で、英国における LOR 利用に偏っているのは、IBM, PHILIPS, PEUGEOT CTIROEN である。日本企業のうち利用が多いのは三菱電機、デンソー、トヨタ自動車、パイオニア、東芝であるが、いずれも、英国とドイツにバランスよく利用が見られるのが特徴的である。

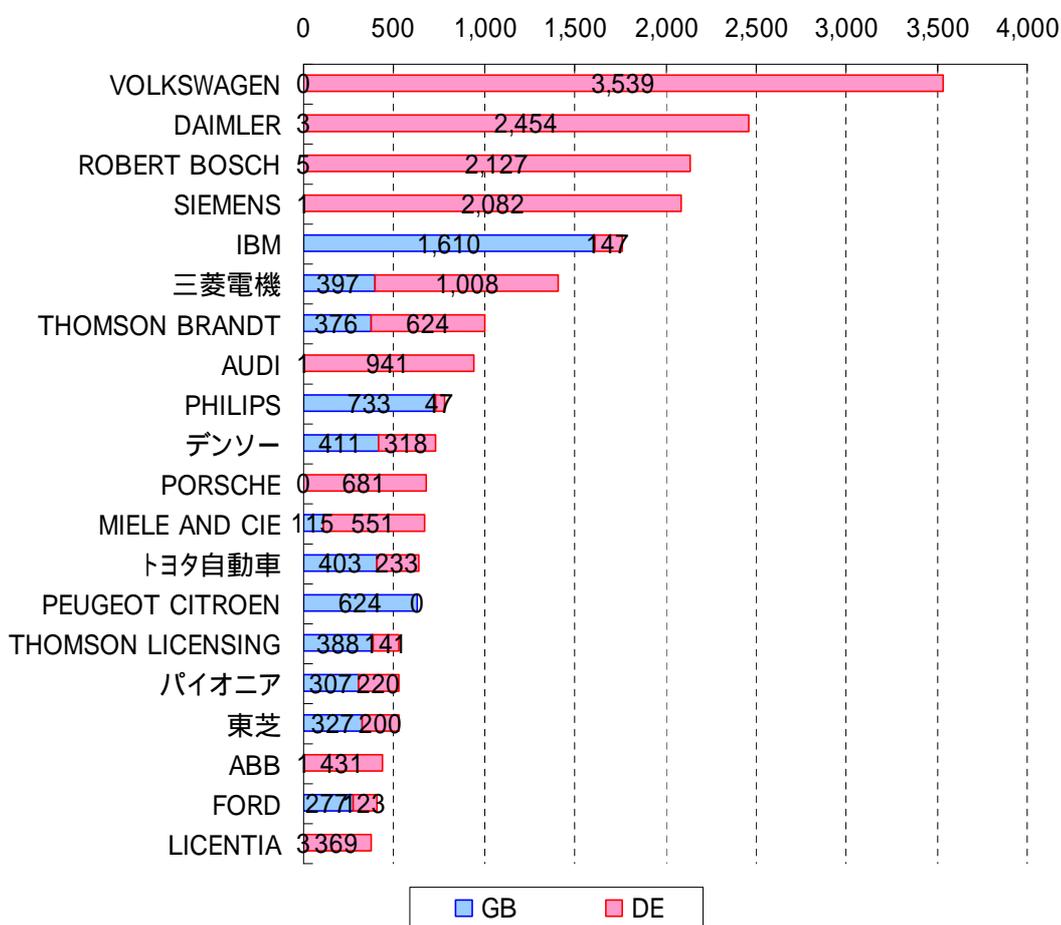


図 4 英・独における LOR 特許の件数上位出願人（英・独の合計件数）

次に、英国の LOR 特許の出願人別件数を、件数が多い順に 30 位まで以下に示す。最も利用が多いのは IBM であり、IBM のみで全体の 5 分の 1 を占めている。自動車、情報通信、電機系の企業が多い。

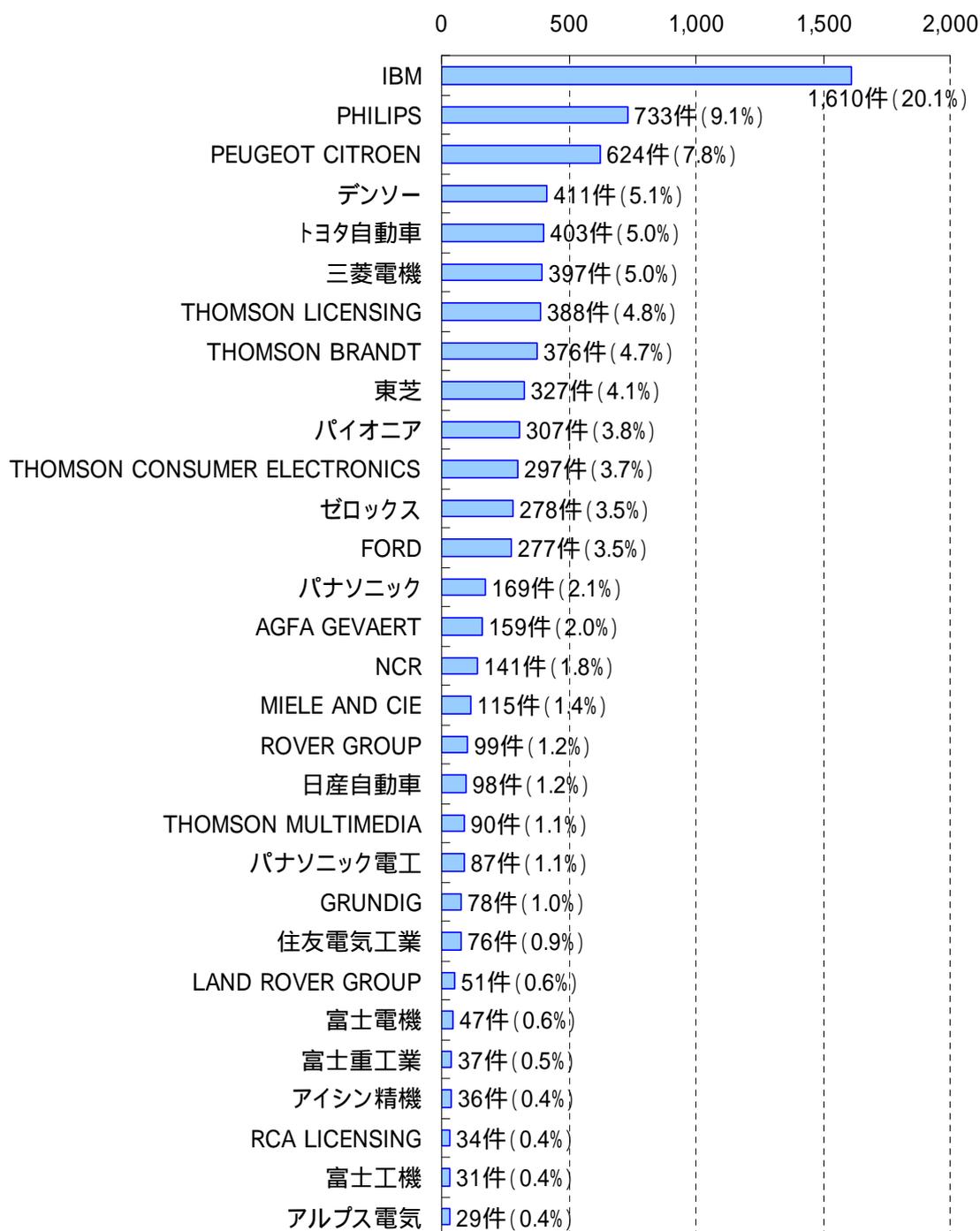


図 5 英国における LOR 特許の件数上位出願人 (括弧内は全件数に占める割合)

続いて、ドイツの LOR 特許の出願人別件数を、件数が多い順に 30 位まで以下に示す。VOLKSWAGEN, DAIMLER, ROBERT BOSCH, SIEMENS の 4 社の件数が特に多く、4 位の SIEMENS の件数は、5 位の三菱電機の件数の 2 倍以上である。英国と同様に、自動車、情報通信、電機系の企業が多い。

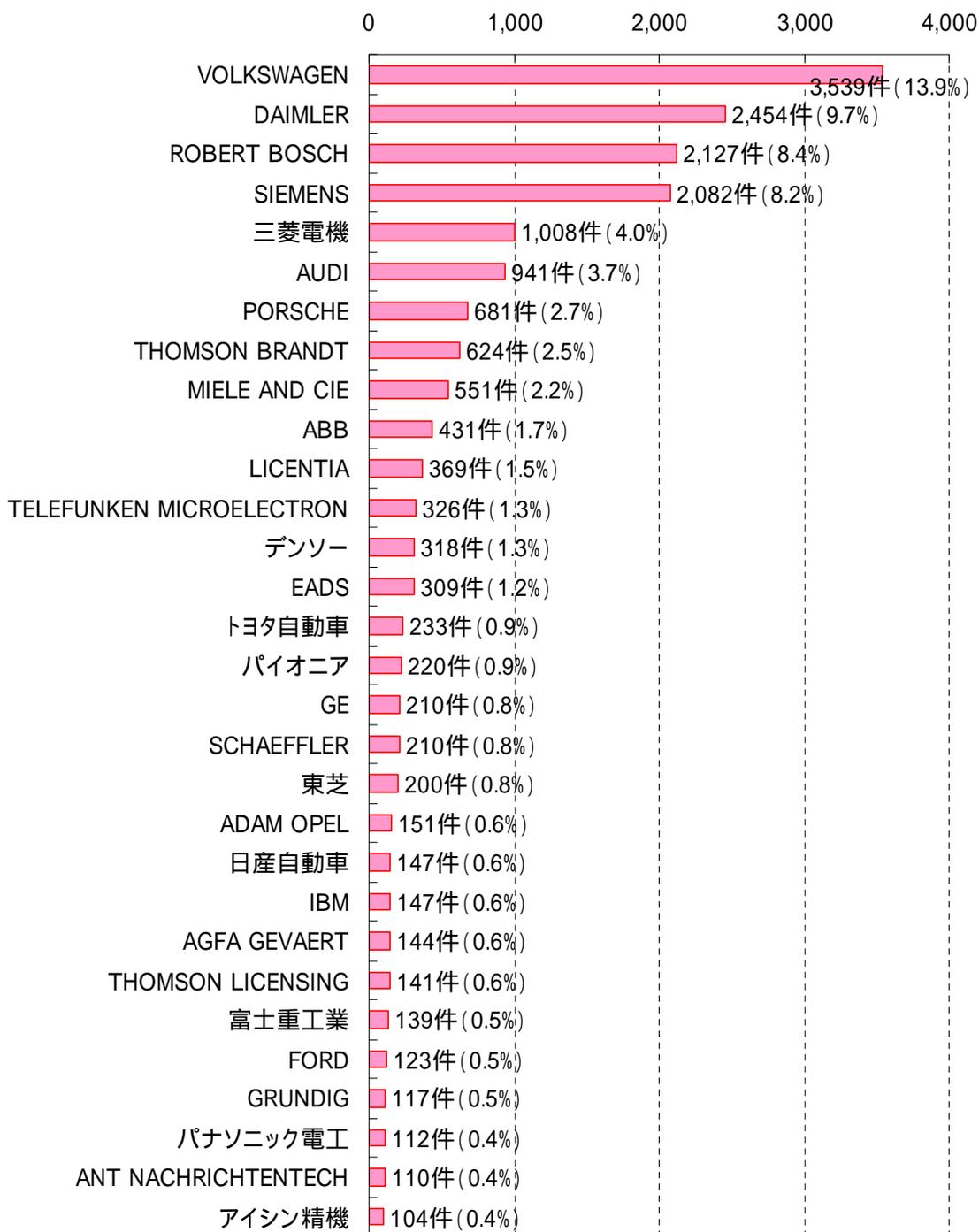


図 6 ドイツにおける LOR 特許の件数上位出願人 (括弧内は全件数に占める割合)

さらに、ドイツにおける LOR 特許の件数上位出願人について、LOR 特許に占める登録特許の割合を以下に示す。本データのみでは、出願時に LOR 宣言した後に登録に至ったものと、登録後に LOR 宣言したものとを分けることはできないが、出願時の LOR 宣言の利用傾向をマクロ的に窺うことができる。日本企業の多くは、登録特許の割合がほぼ 100% に近く、出願時の LOR 宣言は少ないことが推察される。

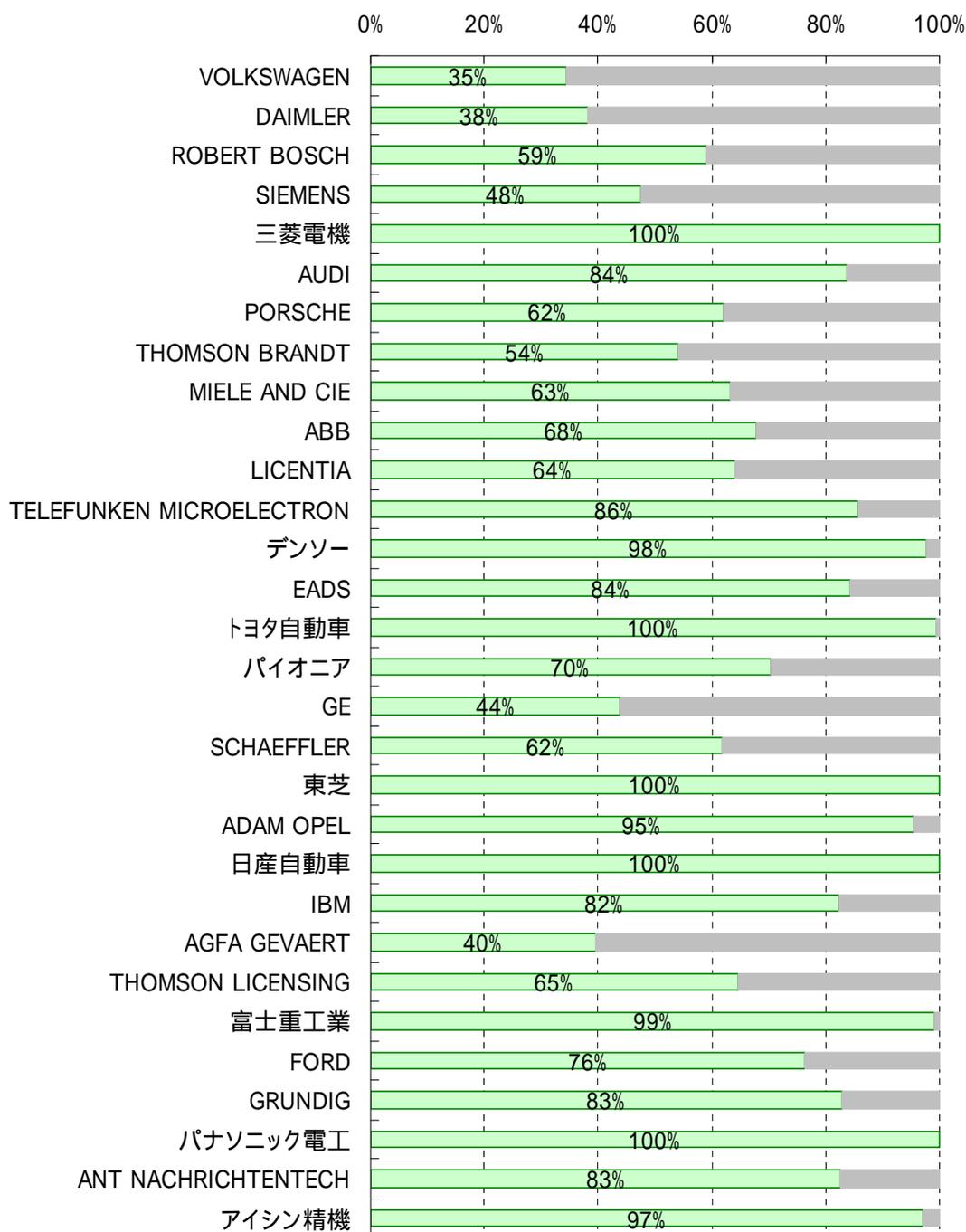


図 7 ドイツにおける LOR 特許に占める登録特許の割合 (件数上位出願人)

利用の多い技術分野（国際特許分類（IPC））

英国の LOR 特許 8,013 件、ドイツの LOR 特許 25,402 件それぞれについて、IPC サブクラス別の件数を以下に示す。英国とドイツの利用件数の合計が多い順に 20 位まで示している。なおドイツについては、権利付与前のものも含めた全件数で集計している。

件数が多い方から順に、B60R（他に分類されない車両，車両付属具，または車両部品）、G06F（電氣的デジタルデータ処理）、H04N（画像通信）、A61B（診断；手術；個人識別）、B62D（自動車；付随車）であり、前述の利用の多い出願人からも想像がつく通り、自動車関連、情報通信関連が多い。A61B は大半が SIEMENS による医療機器に関する特許出願である。

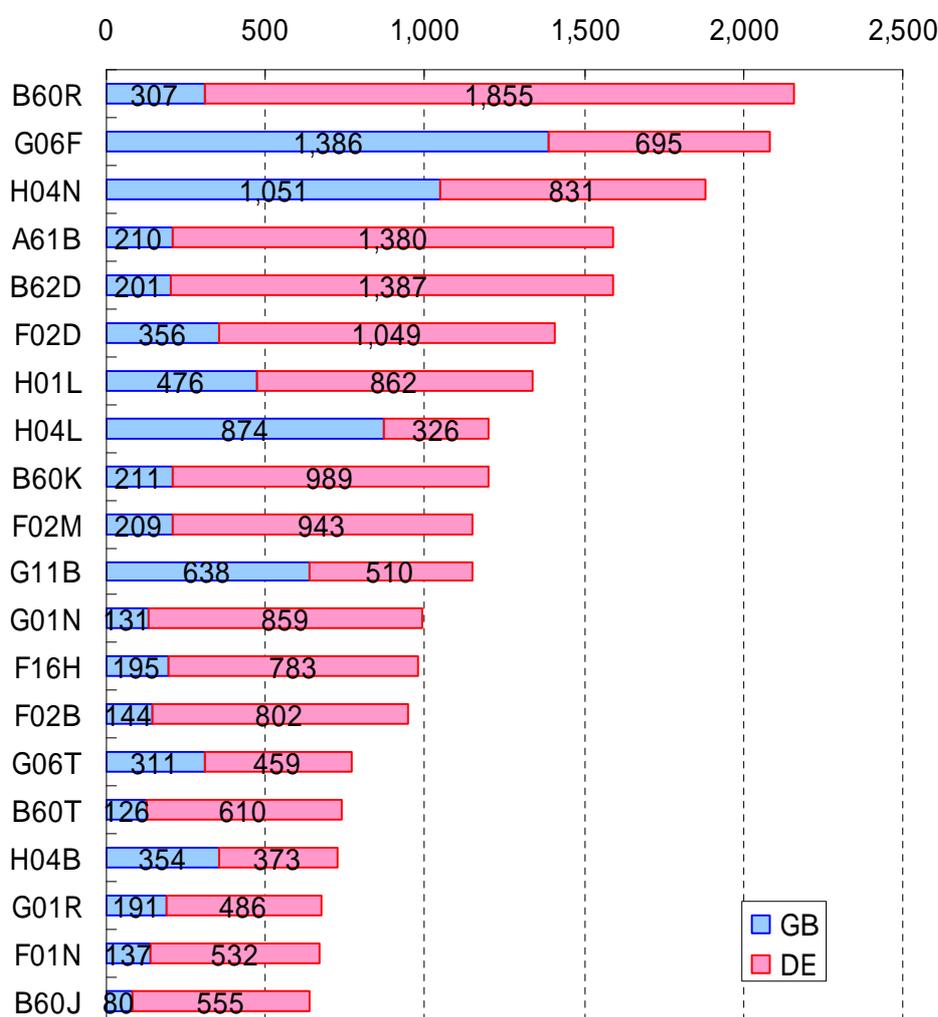


図 8 英・独における LOR 特許の件数上位 IPC（英・独の合計件数）

次に、英国の LOR 特許の IPC 別件数を、件数が多い順に 30 位まで以下に示す。G06F(電氣的デジタルデータ処理)、H04N(画像通信)、H04L(デジタル情報の伝送) が特に多い。それ以外も、およそ情報通信・電機電子関連と、自動車および燃料機関関連に集中しており、分野の偏りが見られる。

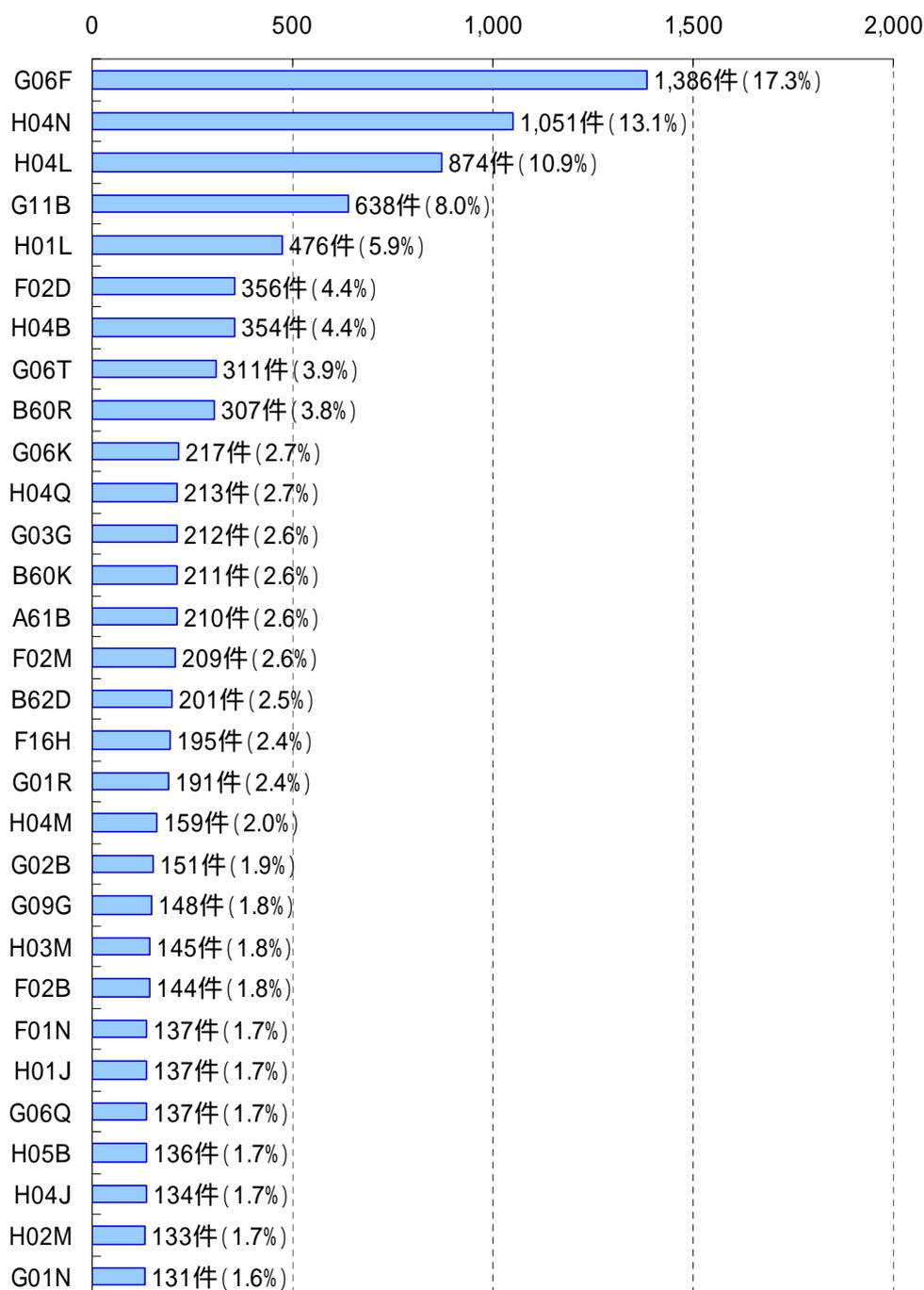


図 9 英国における LOR 特許の件数上位 IPC (括弧内は全件数に占める割合)

次に、ドイツの LOR 特許の IPC 別件数を、件数が多い順に 30 位まで以下に示す。B60R (他に分類されない車両, 車両付属具, または車両部品) B62D (自動車; 付随車) A61B (診断; 手術; 個人識別) が特に多い。それ以外も、およそ情報通信・電機電子関連と、自動車および燃料機関関連に集中しており、やはり分野の偏りが見られる。

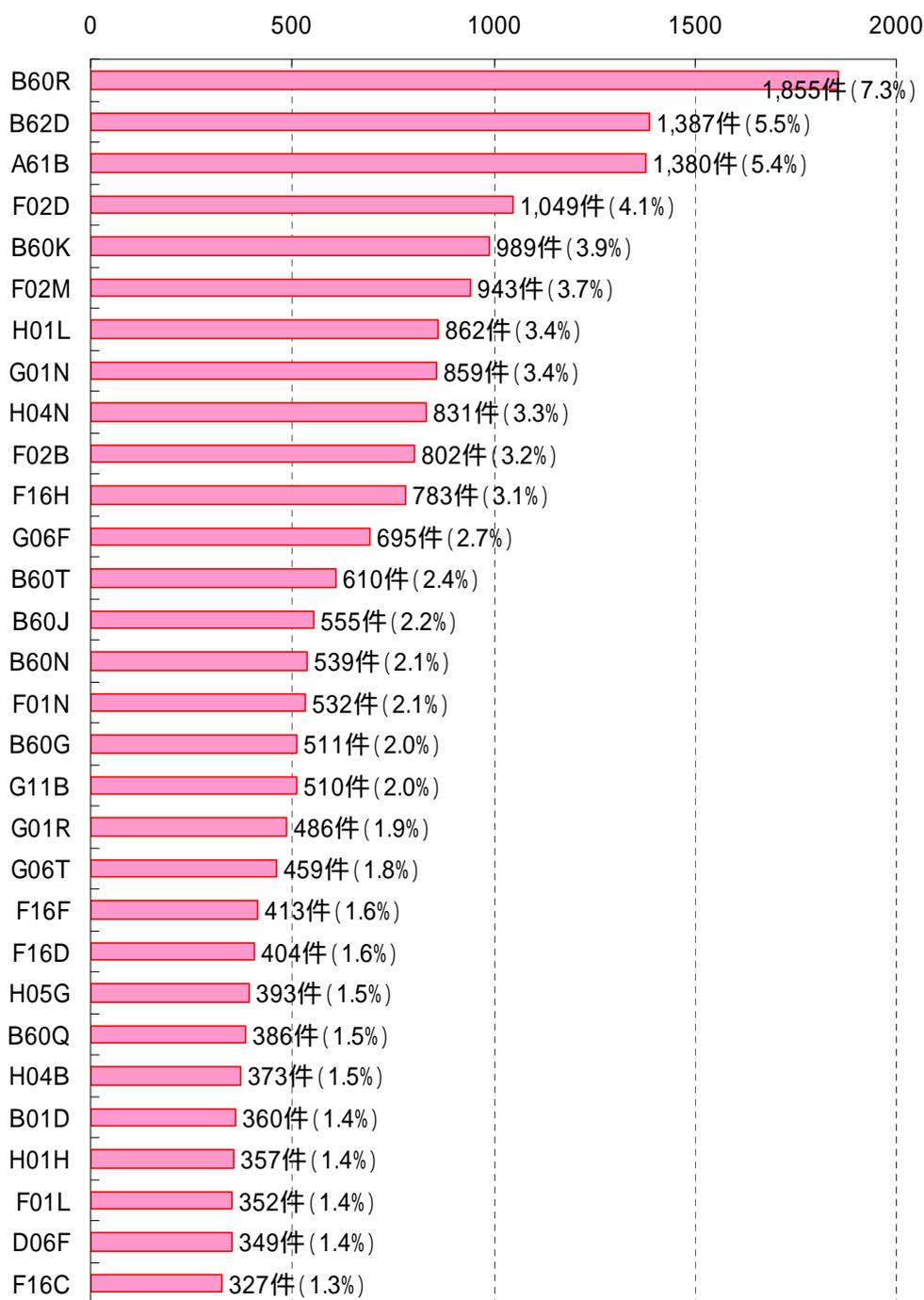


図 10 ドイツにおける LOR 特許の件数上位 IPC (括弧内は全件数に占める割合)

(3)LOR の利用が多い出願人の動向

英国における LOR の利用が多い出願人の動向

英国における LOR の利用が多いいくつかの企業について、英国およびドイツにおける優先権主張年別の LOR 件数と、英国における LOR 宣言年別の件数を以降に示す。

ただし前者は PatBase、後者は英国知的財産庁の LOR 特許情報に基づいて別個に集計しているため、両者のデータ構造の違いから、合計件数は必ずしも一致しない。また、ドイツについては LOR 宣言年のデータが入手できないため、英国のみの集計となっている。

(i) IBM

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、2000 年にかけて増加傾向が見られる。ただし LOR 宣言年別に見ると、継続的に利用しているわけではなく、2007 年以降に利用を開始し、急増させていることが分かる。

なお、1999 年および 2000 年頃の出願については、ドイツにおいても LOR の利用が見られるが、ごく少数に留まっている。

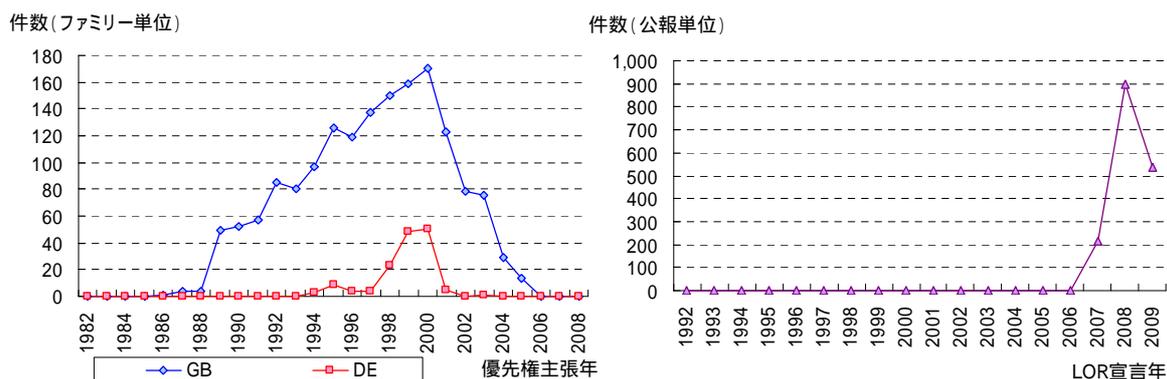


図 1.1 英・独における LOR 利用状況 (IBM)

(ii) PHILIPS

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1996 年に大きなピークが見られる。LOR 宣言年別に見ると、2002 年に 200 件を超える利用が見られ、その後 2006 年まで年間 100 件程度の利用が続いていたが、近年は利用が減少傾向にある。

なおドイツにおいても、ごく少数であるが LOR の利用が見られる。

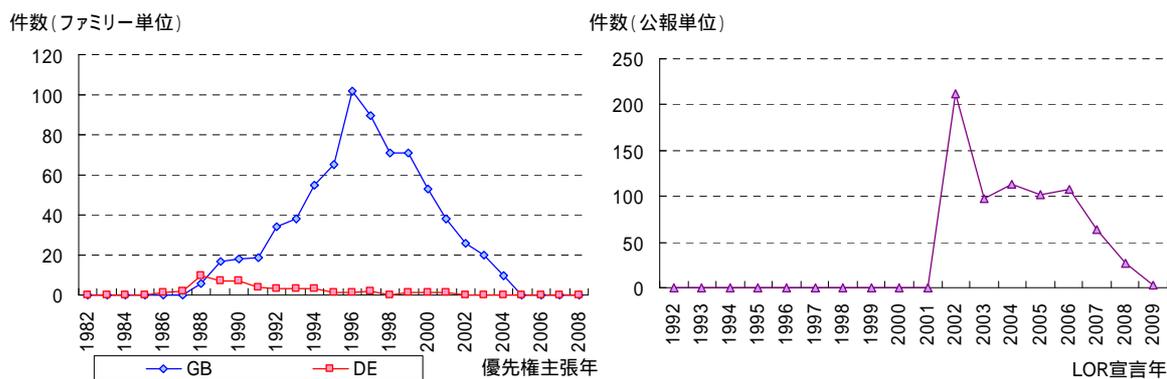


図 1 2 英・独における LOR 利用状況 (PHILIPS)

(iii) PEUGEOT CITROEN

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、2000 年以降の件数が多く、また LOR 宣言年別に見ると 2007 年と 2008 年に偏っている。2007 年および 2008 年に、比較的新しい特許について LOR を利用していることが窺える。なお、ドイツにおける LOR の利用は見られない。

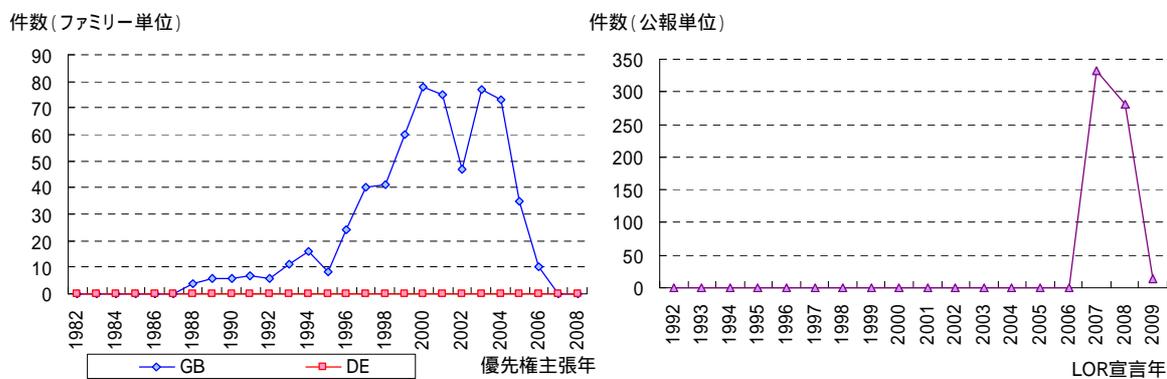


図 1 3 英・独における LOR 利用状況 (PEUGEOT CITROEN)

(iv) デンソー

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1991 年、1995 年、2000 年と、およそ 5 年おきにピークが見られる。また、LOR 宣言年別に見ると、1998 年、1999 年頃に利用のピークがあり、2005 年にも再度のピークがあるが、近年は利用が減少している。

なお、ドイツにおける LOR 利用は、1995 年がピークであり、その後減少しているが、2005 年に再びピークがある。傾向は英国と異なり、英・独で利用の方針が異なることが窺える。

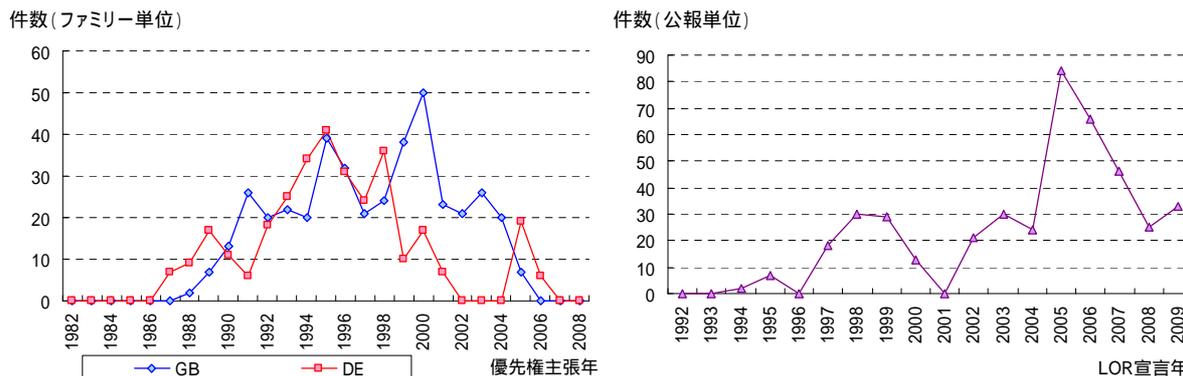


図 14 英・独における LOR 利用状況 (デンソー)

(v) トヨタ自動車

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1995 年、1996 年に大きなピークがあり、その前後数年に件数が固まっている。LOR 宣言年別に見ると 2006 年にかけて増加傾向が見られるが、その後は減少している。

なお、ドイツにおける LOR の利用特許は、優先権主張年では 2000 年頃までのものが多く、その間、概ね数十件程度で推移している。2001 年以降の特許については利用が見られないことから、出願時の LOR 宣言についてはほぼ利用していないと考えられる。

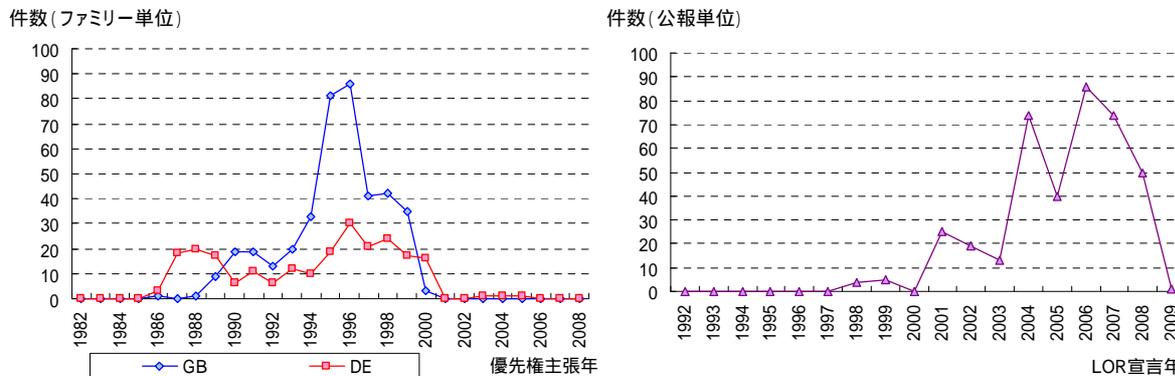


図 15 英・独における LOR 利用状況 (トヨタ自動車)

(vi) 三菱電機

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1989 年から 2003 年頃まで、概ね数十件程度ずつ分布している。LOR 宣言年別に見ると、過去何度かのピークが見られ、以前から継続的に利用していることが窺える。また、2009 年は利用件数が急増している。

ドイツにおける LOR の利用は、英国よりはるかに件数が多いが、1990 年を中心とする前後数年の特許に偏っている。

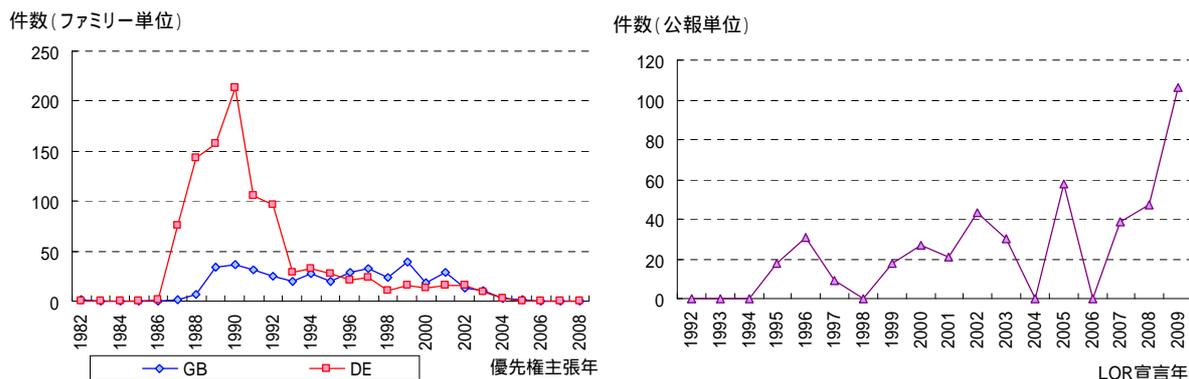


図 16 英・独における LOR 利用状況 (三菱電機)

(vii) 東芝

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1989 年から 1991 年に大きなピークが見られる。また、その後の 1992 年から 2003 年まで、件数はピーク時より少ないものの継続的に 10~20 件程度で推移している。LOR 宣言年別に見ると、1998 年と 2007 年に偏っており、優先権主張年別の 1989 年から 1991 年のピークは 1998 年に LOR 宣言されたもの、それ以降の横ばいの推移は 2007 年にまとめて LOR 宣言されたものと推定される。

なお、ドイツにおける LOR の利用は、優先権主張年が 1987 年からの 5 年間に偏っており、その後は数件で推移している。英国における利用と比較的似通った傾向である。

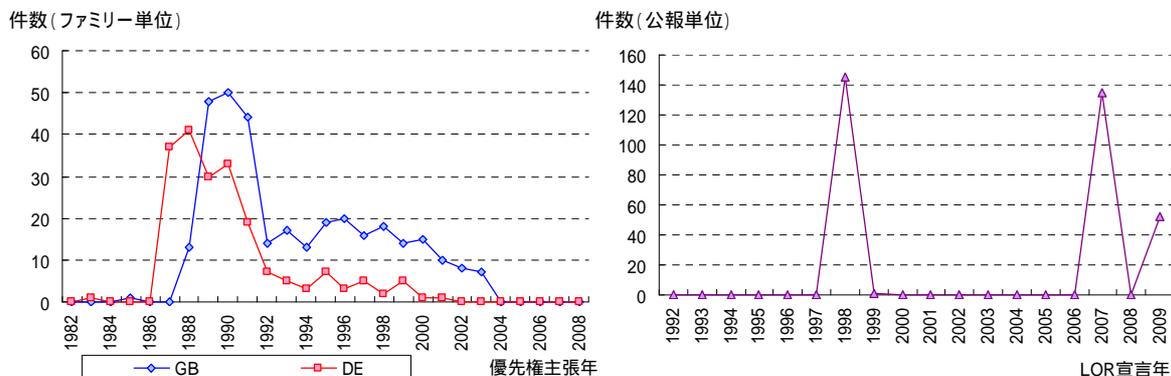


図 17 英・独における LOR 利用状況 (東芝)

(viii) パイオニア

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、2001 年にかけて顕著な増加傾向が見られる。LOR 宣言年別に見ても、2007 年にかけて増加傾向が窺え、この時点までは年々利用を増やしていたと考えられる。しかしながら直近は LOR 利用件数が顕著に減少している。なお、ドイツにおける LOR の利用は、優先権主張年が 1989 年を中心とする前後数年のものに偏っており、英国における利用とは傾向が大きく異なっている。

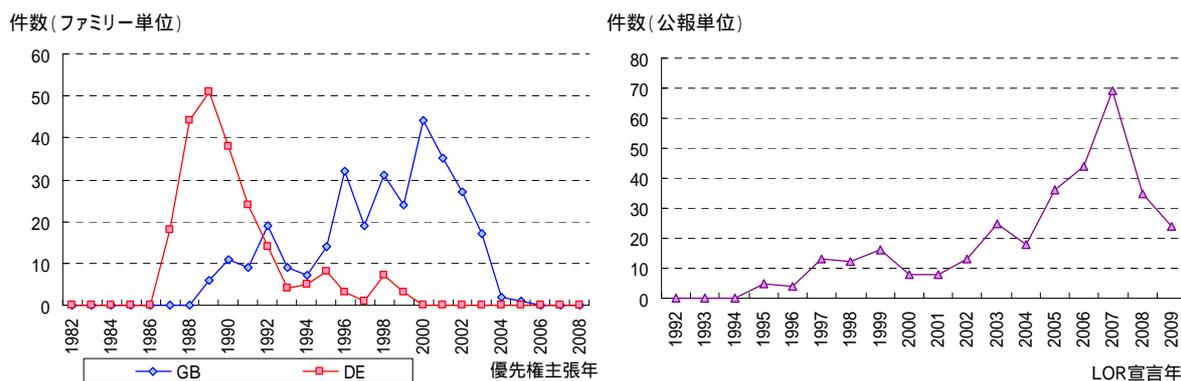


図 18 英・独における LOR 利用状況 (パイオニア)

(ix) XEROX

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1990 年代に偏っている。また、LOR 宣言年別に見ると 2005 年に大きなピークが見られる。2005 年に、1990 年代の特許のうち LOR を利用するものを選定したと考えられる。なお、ドイツにおける LOR の利用は見られない。

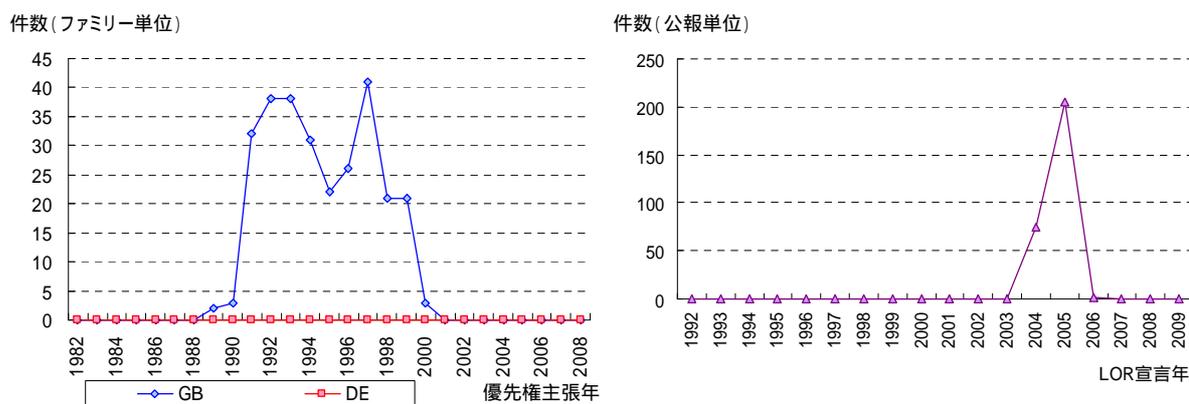


図 19 英・独における LOR 利用状況 (XEROX)

(x) FORD

英国における LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、2002 年にかけて件数の増加が見られる。また、LOR 宣言年別に見ると、近年、特に 2006 年にかけて利用が急増している点は他の企業と傾向が似ているが、以前から年間数件から 10 件程度の利用が見られる点が特徴的である。また、ドイツにおける LOR の利用も比較的多く、その傾向は英国における利用の傾向と異なることから、それぞれの国ごとに利用特許を別個の基準で判断している可能性が窺える。

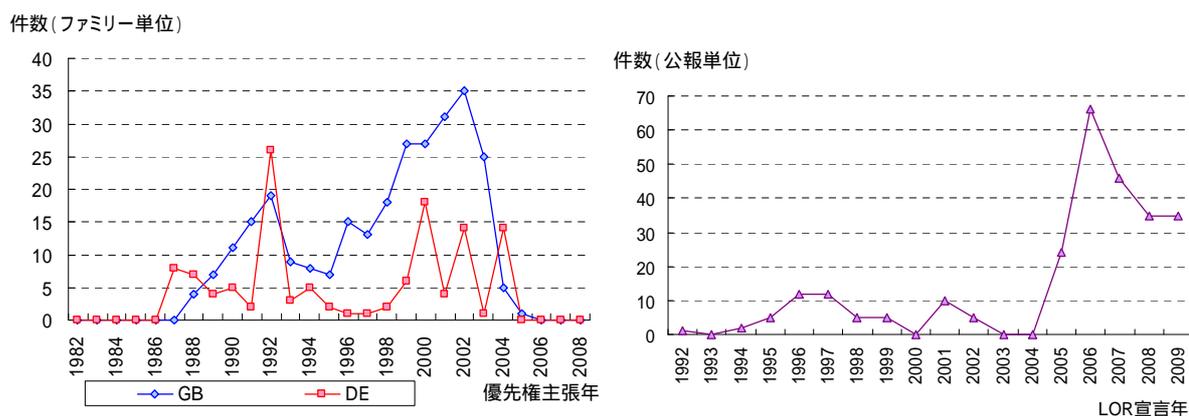


図 20 英・独における LOR 利用状況 (FORD)

ドイツにおける LOR の利用が多い出願人の動向

ドイツにおける LOR の利用が多いいくつかの企業について、英国およびドイツにおける優先権主張年別の LOR 件数を以降に示す。なおドイツの LOR 特許については、権利付与前のものも含めたすべてを対象とした集計と、特許ファミリーにドイツにおける登録特許を含むもののみとした集計の 2 通りを実施している。

(i) VOLKSWAGEN

ドイツにおける LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、80 年代後半のものから継続的に存在するが、2000 年頃にかけての増加が顕著であり、比較的近年の特許が多い傾向にある。登録特許のみを集計した場合と比較すると、近年その差が大きく開いており、近年は出願時から LOR 宣言するケースが増えていることが窺える。なお英国における LOR 利用は見られない。

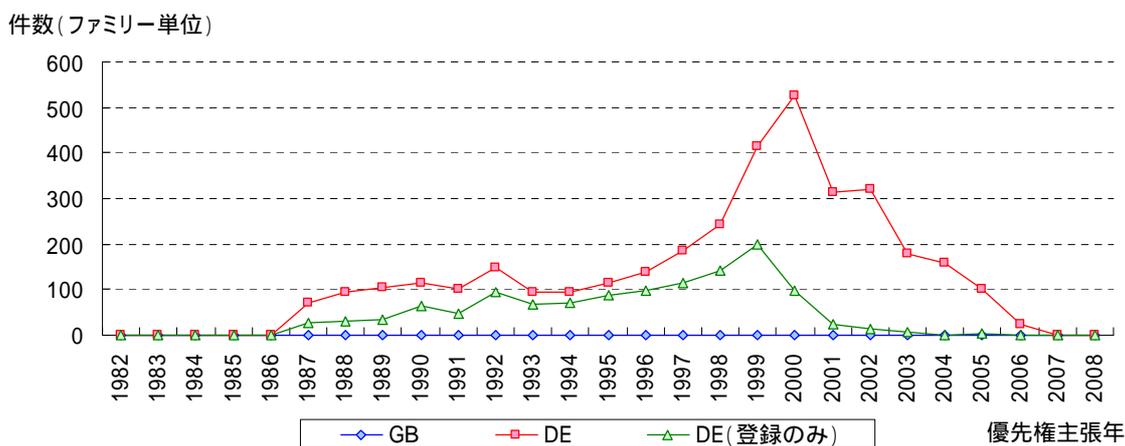


図 2.1 英・独における LOR 利用状況 (VOLKSWAGEN)

(ii) DAIMLER

ドイツにおける LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、80 年代後半から毎年数十件ずつ分布しているが、2003 年から 2006 年頃に特に大きなピークが見られる。以前から継続的に利用を続けており、さらに近年、利用が急増していることが分かる。登録特許のみを集計した場合と比較すると、2001 年頃までは両者はほぼ一致しているが、近年はその差が大きく開いており、出願時から LOR 宣言するケースが急増していることが窺える。なお英国における LOR 利用は見られない。

件数(ファミリー単位)

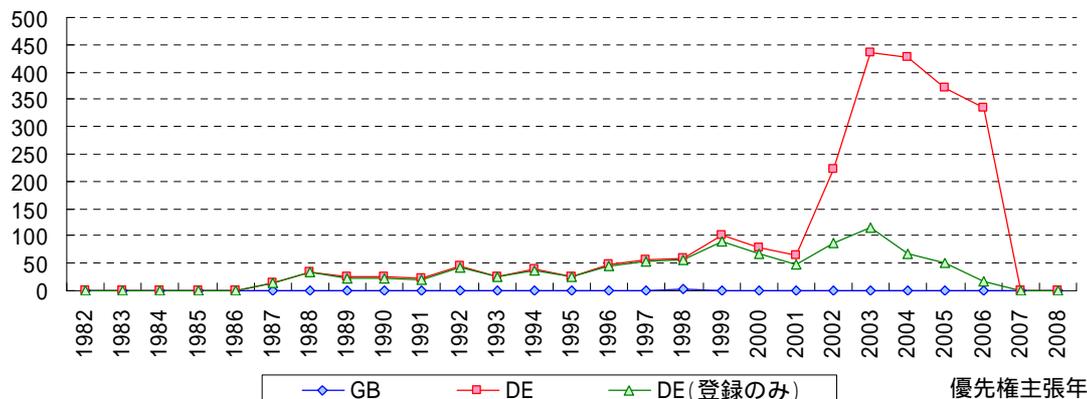


図 2.2 英・独における LOR 利用状況 (DAIMLER)

(iii) ROBERT BOSCH

ドイツにおける LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、80 年代後半から 2000 年代前半まで、毎年 100 件を超える件数が見られ、以前から継続的に積極的な利用をしてきたことが推察される。登録特許のみを集計した場合と比較すると、近年その差が開いてきているが、以前から他の企業と比較して差があり、出願時から LOR 宣言するケースがもともと多いことが推察される。なお英国における LOR 利用は、ほぼ見られない。

件数(ファミリー単位)

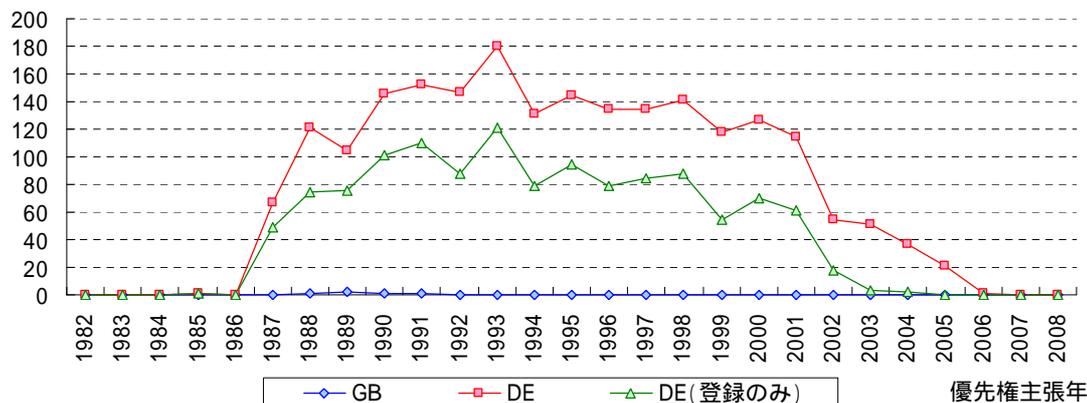


図 2.3 英・独における LOR 利用状況 (ROBERT BOSCH)

(iv) SIEMENS

ドイツにおける LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、80 年代後半から毎年 100 件弱ずつ分布しているが、2003 年から 2006 年頃に特に大きなピークが見られる。これは DAIMLER と類似する傾向であり、以前から継続的に利用を続けており、さらに近年、利用が急増していることが分かる。登録特許のみを集計した場合と比較すると、2003 年以降に

件数の差が開いており、出願時から LOR 宣言するケースが増えていると考えられる。一方、DAIMLER と異なり、以前のものについても件数の差があることから、以前から出願時の LOR 宣言も継続的に利用していたことが窺える。

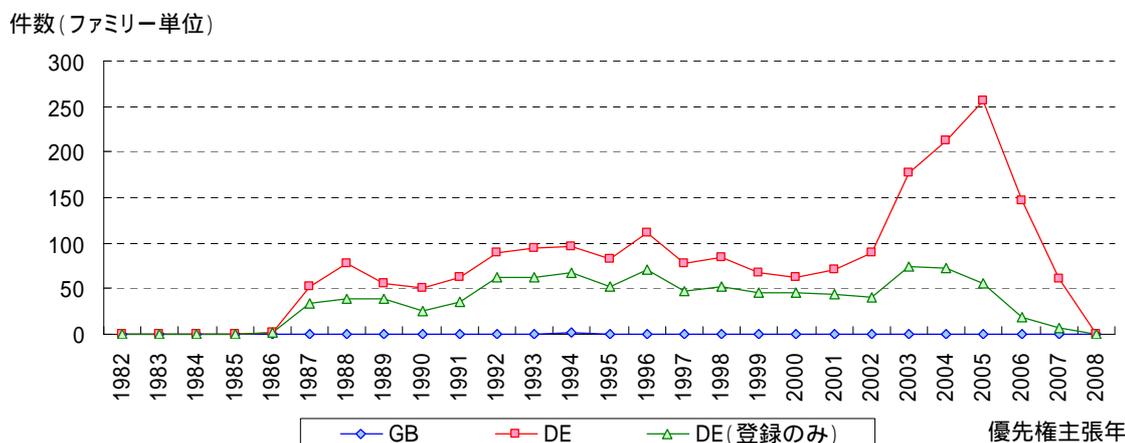


図 2.4 英・独における LOR 利用状況 (SIEMENS)

(v) 三菱電機

ドイツにおける LOR 利用特許を優先権主張年別に見ると、1990 年を中心とする前後数年に偏っており、それ以降については 2003 年まで数件から数十件程度に減少し、さらに 2004 年以降については 0 件が続いている。登録特許のみを集計した場合と比較すると、件数が完全に一致しており、出願時の LOR 宣言は利用していないことが窺える。これは日本企業に多く見られる特徴であり、前述の通りトヨタ自動車やデンソーについても両者の件数はほぼ一致する。なお英国における LOR 利用は、ほぼ見られない。

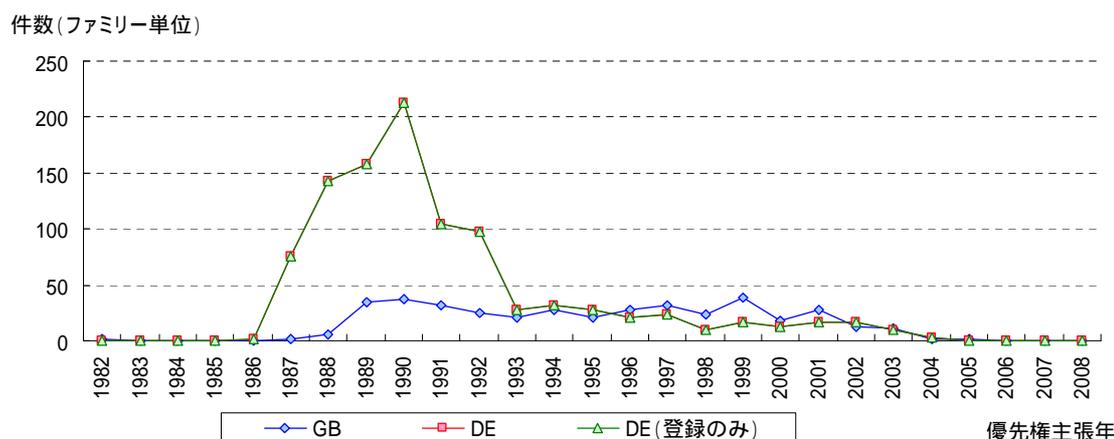


図 2.5 英・独における LOR 利用状況 (三菱電機)

(4)LOR 利用特許の被引用回数・ファミリー文献数

被引用回数

英国とドイツの LOR 特許について、IPC サブクラス別の平均被引用回数を比較した。ただし比較にあたって可能な限り条件を揃えるため、ドイツについては登録特許のみを集計対象としている。

多くの IPC について、英国の方が、平均被引用回数が高いとの結果となった。特に G06F などの情報通信分野については顕著な差がある。一方、B60R などの自動車分野についてはそれほど差はなく、IPC によってはドイツの方が高い値となっている。

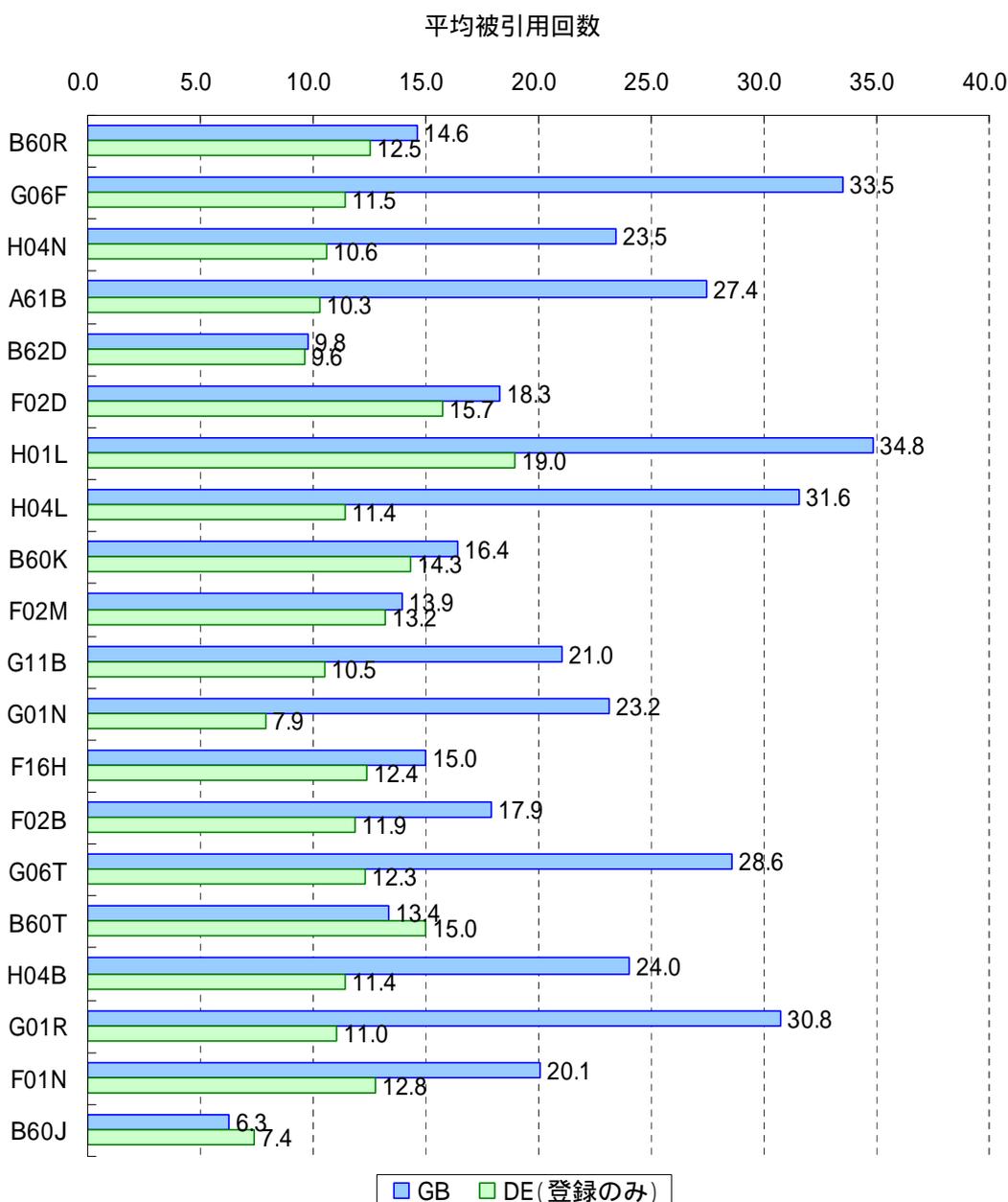


図 2 6 英・独における LOR 利用特許の IPC サブクラス別平均被引用回数

ファミリー文献数

続いて、英国とドイツの LOR 特許について、IPC サブクラス別の平均ファミリー文献数を比較した。前節と同様、比較にあたって可能な限り条件を揃えるため、ドイツについては登録特許のみを集計対象としている。

すべての IPC について、英国の方が、平均ファミリー文献数が多いという結果となった。平均被引用回数と異なり、情報通信関連の IPC も、自動車関連の IPC も、同様の傾向となっている。

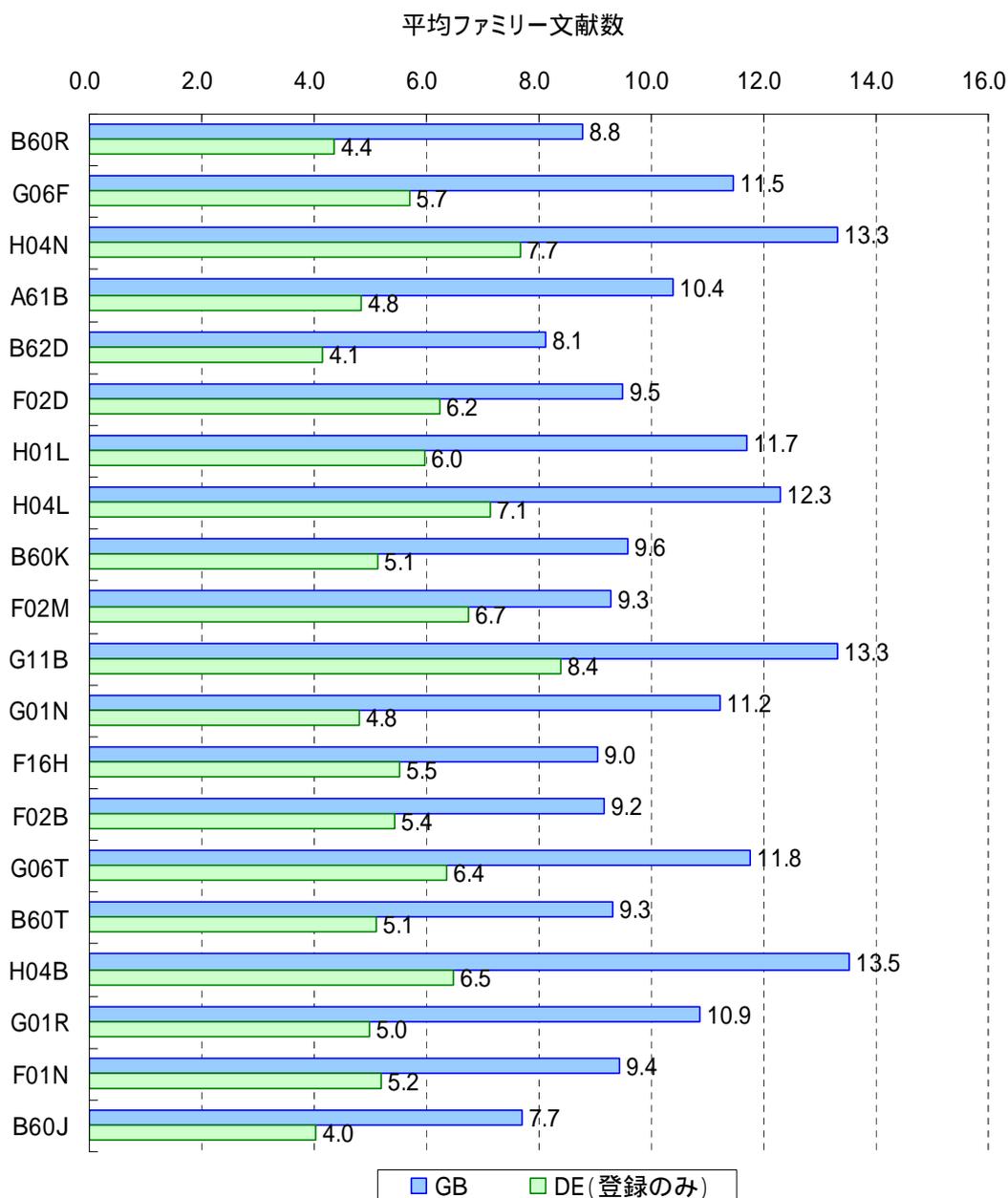


図 2.7 英・独における LOR 利用特許の IPC サブクラス別平均ファミリー文献数

(5)ファミリー文献数が3件以上の特許に限定した分析

LOR 特許の中には、自国のみに出願されている特許と、他国にも出願されている特許の双方が含まれている。この後者に特化した分析を実施するため、本節ではファミリー文献数が3件以上の特許に限定し、各種分析を実施した。

全体像

英国およびドイツにおける LOR 特許について、ファミリー文献数が3件以上の特許件数（ファミリー単位）およびその比率を示すと以下の通りであり、顕著な差が見られる。

英国では LOR 特許のほぼすべてが、ファミリー文献数が3件以上であり、英国のみならず他国へも出願されているものが大半と考えられる。一方のドイツは全体で 44%、登録特許のみとしても 58%に留まっており、自国のみに出願・権利化している特許の比率が高いことが推測される。

表 4 LOR 特許に占めるファミリー文献数3件以上の特許の比率

	全体	ファミリー文献数3件以上
英国	8,013 件	8,011 件 (99.98%)
ドイツ	25,402 件	11,129 件 (43.81%)
ドイツ (登録のみ)	15,162 件	8,856 件 (58.41%)

被引用回数

ファミリー文献数が3件以上の特許に限定して、再度 IPC サブクラス別の平均被引用回数を比較した。すると、概ね全体における傾向と差は無く、英国の方が平均被引用回数が多いことが窺えた一方、B60R、B62D、B60T、B60J といった自動車関連の IPC については、ドイツ（登録のみ）の方が、平均被引用回数が顕著に高いとの結果となった。自国において産業が発展している分野について、LOR 特許が引用されることが多いと考えられるが、これが LOR 宣言された効果によるものか否かは、LOR 宣言されていない特許との比較分析を実施しなければ明らかにできない。これは今後の課題である。

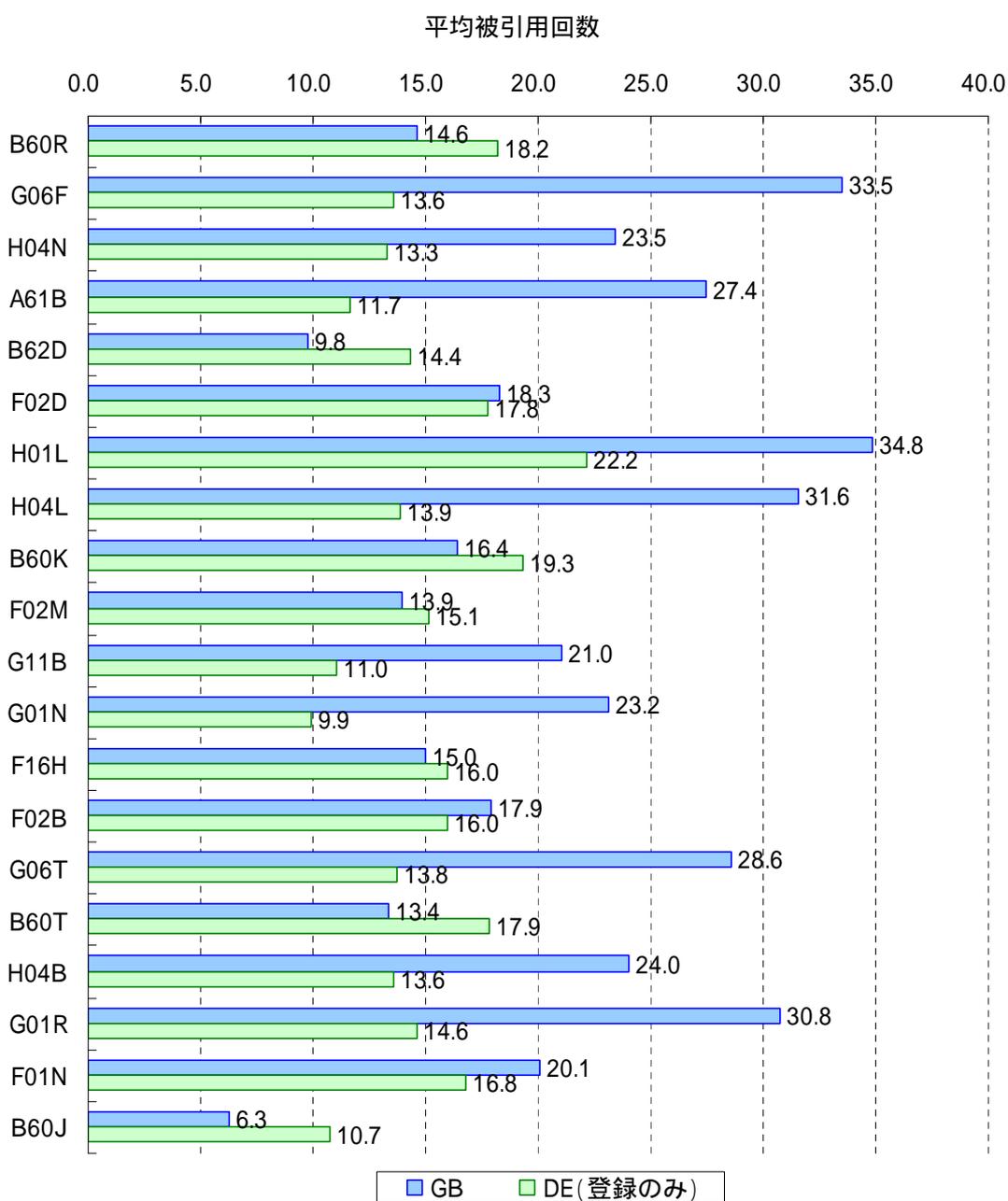


図 2 8 英・独における LOR 利用特許の IPC サブクラス別平均被引用回数
(ファミリー文献数が 3 件以上の特許のみ)

(6)英国における出願日と LOR 宣言日のギャップ分析

英国については各特許の LOR 宣言日についても取得可能であるため、出願日と LOR 宣言日のギャップについて整理した。出願後 5 年から 9 年程度の特許が多く、これらの合計で全体の 47% を占めている。一方、10 年以上経過してから LOR 宣言された特許も 24% 程度あり、これらについては技術の陳腐化などによって重要性が低下した特許について、主に費用削減を目的に LOR 宣言されている可能性が考えられる。

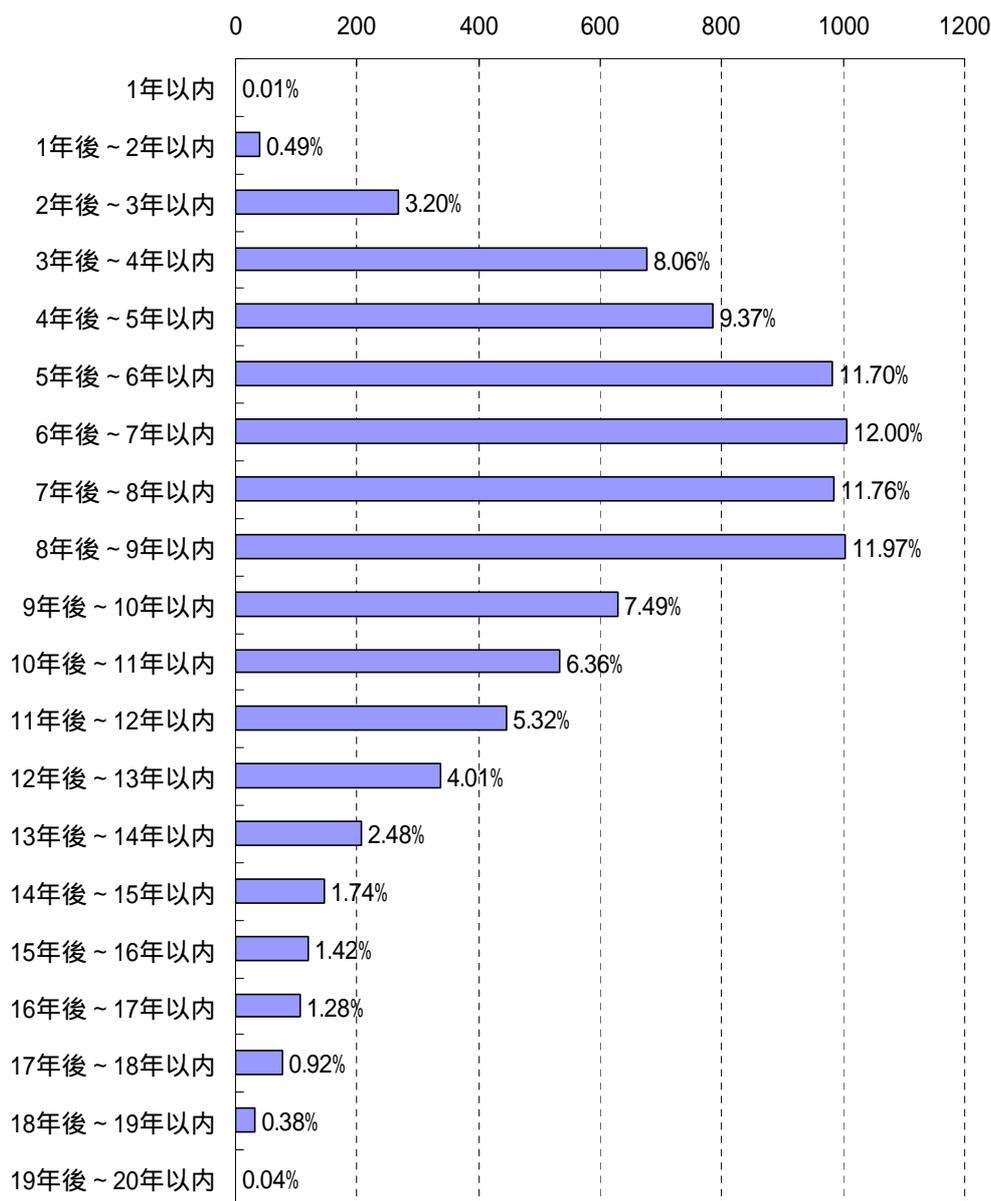


図 2 9 出願日と LOR 宣言日の差 (英国)

(7)大学による LOR 利用

英国、ドイツそれぞれについて、大学による LOR 利用状況を整理した。大学特許の特定は出願人に「univ」を含むものとして行った。

すると、英国ではわずか 5 件のみ、ドイツについても 81 件のみという結果であった。大学による LOR 利用は極めて限定的であることが窺える。なお、英国における LOR 利用のあった大学は、UNIV PAISLEY、UNIV INHA、UNIV NEWCASTLE、UNIV TOKAI、UNI YUTA である。

表 5 大学における LOR 利用件数

	件数
英国	5 件
ドイツ	81 件
ドイツ（登録のみ）	32 件

5.考察

(1)英・独における LOR 制度の利用実態について

英国およびドイツの LOR 制度の利用実態をまとめると、以下の傾向が窺える。

特定の大企業に利用が偏っている

英国では LOR 特許全体の 20% 超が IBM による特許であり、ドイツにおいても上位 4 社の特許が 40% を占めている。日本に LOR 制度を導入した場合にも、英・独と類似する制度である場合には、その利用の多くは特定の大企業になる可能性が高いと考えられる。これまでの議論においても指摘されてきたように、料金負担の公平性など、こうした利用実態が招き得るデメリットについて慎重な検討が必要であろう。

情報通信分野と自動車分野に利用が偏っている

英国では特に情報通信分野に、ドイツでは特に自動車分野に偏りが見られ、両国ともにこれら以外の分野における利用は極めて少ない。

これはこれら分野の特許がもともと多いことも影響しているであろうが、デファクト・デジュール双方含む標準化技術が形成されやすい分野であることも影響している可能性がある。本稿では標準化関連特許と LOR 特許の関連については分析できていないため、これは今後の課題である。

近年利用を急増させている企業が複数見られる

利用開始年のデータは英国のみ取得できているため英国に限定した議論となるが、利用件数の多い企業の多くが近年その利用を急増させている。この理由までは本稿では明らかにできていないが、近年、LOR に対する関心が高まっており、企業としても有用な手段と

して認識しはじめている可能性が窺える。

日本企業は海外企業と利用方針が異なっている

日本企業は海外企業と異なり、以前から LOR 制度の継続的な利用を行っていること、ドイツにおいて出願時の LOR 宣言をほぼ利用していないことなど、特徴的な傾向が見られる。これら傾向の裏側にある企業戦略までは本稿では明らかにできていないが、日本において本制度を導入する際には、英・独の企業との利用形態の差異を考慮した議論とすべきであると考えられる。

英国の方がドイツよりも、質の高い特許が LOR 宣言されている可能性がある

英国の LOR 特許と、ドイツの LOR 特許のうち登録特許のみを取り出して平均被引用回数やファミリー文献数を比較すると、主要な IPC について、ほぼ英国の方が多いという結果であった。また、LOR 特許に占めるファミリー文献数 3 件以上の特許の比率を比較すると、英国はほぼ全件がファミリー文献 3 件以上であるのに対し、ドイツは全体で 44%、登録特許のみとしても 58% に留まっており、顕著な差が窺える。英国の LOR 特許は英国以外にも出願された特許が多く、ドイツは自国における出願・権利化のみの特許が多いことが推測される。

大学からの LOR 利用は極めて限定的である

出願人に「univ」を含む特許を抽出すると、英国において 5 件、ドイツにおいて 81 件という結果であり、両国ともに大学による LOR 制度の利用は、ほぼ見られない。また、既存の調査レポートでも大学関係者から LOR 利用に対して消極的な見解が出ており、LOR 制度の導入によって達成すべき効果かどうかは、議論の余地がある。

(2)英国およびドイツにおける制度の差異と利用実態の関連について

3 章において述べた通り、英国とドイツの制度の差異から、LOR 制度の利用実態について以下の仮説が考えられる。

- ・ 英国と比較してドイツは維持年金が高額であるため、費用削減を目的とする LOR 利用が多いのではないか。
- ・ ドイツは宣言後、実施の意思を示す者が存在すると宣言の取り下げを行うことができない点が権利者にとってはデメリットとなるため、英国の方が、重要性が高い特許が LOR 宣言される可能性が高いのではないか。

利用実態を見ると、平均被引用回数やファミリー数といった観点を見る限り、英国における LOR 特許の方がドイツの LOR 特許よりもいずれも多い傾向にあり、重要性の高い特許の比率が高い可能性が示唆される。特にファミリー文献数が 3 件以上の特許の比率は顕

著な差があり、ドイツは自国における出願・権利化のみの特許についての LOR 利用が多いことが推察される。

冒頭で述べた通り、日本における LOR 制度の導入の効果としては、オープン・イノベーションの促進や技術標準化におけるホールドアップ問題の回避が期待されている。英国やドイツにおいて、これら効果が期待されるような制度利用がなされているか、より検討を進める必要があると考えられる。仮に両国の制度利用実態から効果が乏しいことがわかった場合は、英・独以外のライセンス・オブ・ライト制度のあり方を踏まえた上で、より適切な制度設計を行うことが求められる。

6.まとめ

本稿では、近年日本においても導入に向けた議論が進められているライセンス・オブ・ライト制度（LOR 制度）について、既に同制度が長年に渡り存在する英国およびドイツを対象とし、制度の概要および利用実態を整理・分析した。

LOR 制度は、特許権者あるいは特許出願人が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許料の減額を受けられる制度である。

英国およびドイツの LOR 制度の差異としては、英国では申請可能時期が特許権発生後であるのに対し、ドイツは出願後であれば申請できる点、また、ドイツでは宣言後、実施の意思を示す者が存在すると宣言の取り下げを行うことができない点が挙げられる。また、LOR 制度の差異ではないが、ドイツの方が特許維持年金が高く、LOR 制度の利用による費用削減効果が大きいことが指摘される。

英国およびドイツの LOR 特許をデータベースを利用して抽出・整理し、利用実態を分析した結果、両国ともに利用は大企業に偏っていること、分野は情報通信および自動車関連に偏っていることが窺えた。また、企業別に見ると、近年 LOR 利用を急激に増やしている企業が複数見られることや、日本企業は海外企業と利用方針が異なること、大学からの LOR 利用は極めて限定的であることなどが窺え、今後これらの背景要因を明らかにしていくことが、日本への LOR 制度導入に向けた議論にとって有用と考えられる。

また、前述の英独の制度の差異から、英国の方が重要性の高い特許が LOR 宣言される可能性が高いことが推測されるが、実際のデータからも、平均被引用数やファミリー数といった観点からは、英国の方が重要性の高い特許の比率が高い可能性が窺えた。

なお本稿は、英国およびドイツにおける LOR 制度の利用実態の分析に留まっており、改良発明の促進や技術標準化との関係といった、LOR 制度の効果については分析できていない。これらについては、本稿の分析結果を出発点として、今後さらに分析および考察を深めていくこととしたい。